

粕屋町文化芸術推進基本計画
【改定版】



令和8年3月
粕屋町教育委員会

はじめに



粕屋町では、町民の皆様の心を豊かにし、地域社会の活力を生み出す基盤として、文化芸術の振興を町の重要な柱の一つとして掲げております。令和2年3月に策定した「粕屋町文化芸術推進基本計画」は、町の文化芸術活動の未来を見据えながら、その方向性を示すものとして、10年間の長期的な視点でスタートいたしました。

その計画も策定から5年が経過し、この度、計画の進捗状況や社会情勢の変化に応じた見直しを行うことといたしました。

振り返れば、この計画のもと、粕屋町では地域の伝統や文化を大切にする活動のみならず、新しい表現や取り組みを積極的に取り入れ、多彩な文化芸術イベントや事業が展開されてまいりました。

一方で、この数年間は社会が急速に変化し、新型コロナウイルス感染症の影響をはじめとする様々な課題や新しい価値観が生まれる中で、文化芸術の役割も大きく変容しています。そのため、これからの文化芸術の推進にあたり、従来の取り組みに加えて、時代のニーズに寄り添った施策の充実を図ることが必要不可欠と考えております。

今回の計画見直しに際して、有識者と公募による町民の方々に構成された「粕屋町文化芸術推進基本計画策定委員会」で討議していただき、町民の皆様のご意見やご要望を積極的に取り入れながら実施いたしました。地域を愛し、文化芸術に共感を抱く皆様とともに、粕屋町独自の魅力を生かしながら、未来へ向かう新たな挑戦を模索してまいりたいと考えております。

これからも、粕屋町が地域に根ざした文化芸術を育む場となり、町民一人ひとりが身近に文化芸術を感じ、さらにその魅力を発信できる町づくりを目指して努力を重ね、本計画が「故郷ふるさとかすや」をさらに輝かせ、町民の皆様が誇りを持てる文化芸術振興に繋がる取り組みとなるよう、推進してまいります。

最後になりますが、計画の見直しに際してご尽力を賜りました策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた町民の皆様に深甚なる感謝の意を表します。

令和8年（2026年）3月

粕屋町長 箱田 彰

目 次

第1章	計画の概要	1
1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	本計画における文化芸術の範囲	2
第2章	国の動向と粕屋町の動向	3
1	国の動向	3
2	粕屋町の動向	4
第3章	現状と課題	5
1	人口の推移	5
2	文化芸術における特性	7
3	アンケート調査からみる現状・課題	26
4	ヒアリング調査からの主な意見	33
5	中間評価	34
6	課題のまとめ	37
第4章	基本方針	38
1	基本理念	38
2	全体体系図	39
第5章	基本施策	40
1	子どもたちが身近に文化芸術にふれあえるまち【子ども×文化】	40
2	文化芸術に興味・関心を持ち、お互いに支え合う参画のまち 【参画×文化】	41
3	文化芸術の次代を担う人材の育成【人材育成×文化】	43
4	次世代まで守り、伝え活用する文化財【伝承×文化】	44
5	誰もが文化芸術に親しめる環境づくり【環境×文化】	45
6	文化芸術活動を行う個人や団体のネットワークづくり 【組織×文化】	46
第6章	役割分担と推進体制	47
資料編		48
1	文化芸術基本法	48
2	策定経過	54

第 1 章

計画の概要

1 計画策定の背景

文化芸術は、人の心を豊かにします。昨今、多発している自然災害時においても、文化芸術の役割は重要視され、多くの人々の心を救っています。

また、国においては、平成29（2017）年6月に「文化芸術振興基本法」が改正され、「文化芸術基本法」が公布、施行されました。背景には、少子高齢化・グローバル化など社会状況の著しい変化の中、幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開がより一層求められるようになること等があげられます。

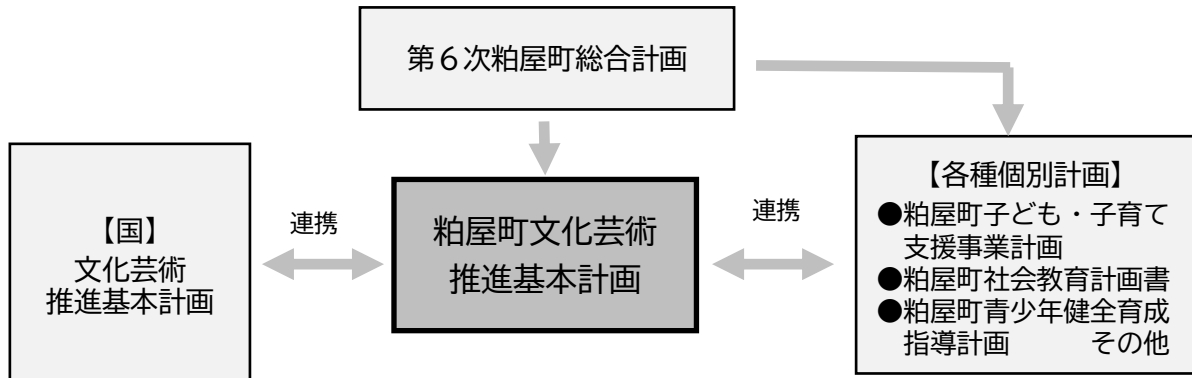
このことから、粕屋町においても、令和2（2020）年3月に地域の特性に応じた「粕屋町文化芸術推進基本計画」を策定し、基本理念を「ふれあい 育み 支え合う 文化芸術のまち かすや」とし、文化芸術により、人々の生活にふれあいが生まれ、文化芸術により、人の心や子どもたちの感性、創造力を育み、文化芸術により、人々が互いに支え合うまちとなることを目指して推進してきました。

令和3（2021）年に開催された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツの祭典であると同時に文化の祭典でもあり、我が国の文化芸術の価値を世界へ発信する大きな機会であるとともに、文化芸術による新たな価値の創出を広く示していく好機でもありました。

計画策定から5年が経過し、その間には、新型コロナウイルス感染症の影響等、芸術文化活動を取り巻く環境に大きな変化がありました。社会状況の変化やこれまでの取組の実績、令和7（2025）年度に実施した「粕屋町 文化芸術振興に関するアンケート調査」の結果等を踏まえ、現状に即したプランの内容の見直しを行い、町民の皆様のニーズに合った事業を推進していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、「第6次粕屋町総合計画」を上位計画とし、国の「文化芸術推進基本計画」が示す方向性を踏まえ、粕屋町の各種関連個別計画と相互に連携を図りながら推進するものです。



3 計画の期間

文化芸術の推進には、成果が現れるまでに長い期間を要することから、本計画は、計画期間を令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間とし、中長期的な方針を明記し、令和7年度で中間見直しを行いました。

4 本計画における文化芸術の範囲

文化芸術は、多岐にわたる分野と関わりを持っています。人間の生活を営むうえで、誰しもが関わり、触れ合っていくものです。

本計画で取り上げる「文化芸術の範囲」を、下表のとおり定め、これらを中心として粕屋町の文化芸術を推進します。

芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
生活文化、国民娯楽及び出版物等	生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他）、国民娯楽（囲碁、将棋その他）、出版物及びレコード等
文化財	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等、地域固有の伝統芸能及び民族芸能

※「文化芸術基本法」（平成 29（2017）年 6 月 23 日公布）に例示されている“文化芸術”を基本としています。

第 2 章

国の動向と粕屋町の動向

1 国の動向

「文化芸術基本法」(平成29(2017)年6月23日公布)では、旧法「文化芸術振興基本法」(平成13(2001)年12月17日公布)に定められていた文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等文化芸術に関連する分野の施策についても新たに法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術の更なる継承、発展及び創造につなげていくことの重要性が明らかにされています。

また、文化芸術団体の果たす役割が明記されるとともに、国・独立行政法人・文化芸術団体・民間事業者等の連携・協働についても新たに規定されています。

文化芸術に関する基本的施策については、伝統芸能の例示に組踊が追記されるとともに、食文化の振興が新たに明記されました。

また、芸術祭の開催支援や、高齢者及び障がい者の創造的活動等への支援等も明記されています。

地方公共団体の策定する地方文化芸術推進基本計画についても、国の文化芸術推進基本計画を参酌して策定することなどが法律上努力義務として明記されています。

また、障がいのある人による文化芸術活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図るために、平成30(2018)年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、これに基づき、新たに「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。

さらに、令和2(2020)年には、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」(文化観光推進法)が制定され、文化芸術基本法で記された、各関連分野との連携がより具体的に示されました。

2 粕屋町の動向

粕屋町では、平成29（2017）年6月1日に「粕屋町文化芸術振興基本計画策定委員会設置要綱」を施行し、これまで存在しなかった文化芸術に関する計画を初めて策定しました。以降、本計画に基づき、町の文化芸術の振興に取り組んできました。

本町の人口は、隣接する福岡市の影響もあり、令和5（2023）年まで増加していましたが、令和6（2024）年以降は減少しており、令和4（2022）年から年少人口は減少しています。

今後、文化芸術をさらに活性化し、継承していく担い手である子どもに対し、文化芸術を通じた健やかな成長を支える環境づくりや、郷土への愛着を育む取組の重要性が一層高まっています。

また、町内では多くの遺跡が発掘されており、先人たちが築いてきた文化の痕跡が今なお息づいています。こうした歴史的・文化的資源を活かしながら、町の魅力を次世代へと継承していくことも、文化芸術振興の大きな柱となっています。

これまでの取組の成果と課題を整理し、「時代を超えて変わらない価値のあるもの」と「時代と共に変えていく必要のあるもの」、すなわち「不易と流行」の視点を大切にしながら、今後の更なる推進に向けた方向性を明らかにしていきます。

第3章

現状と課題

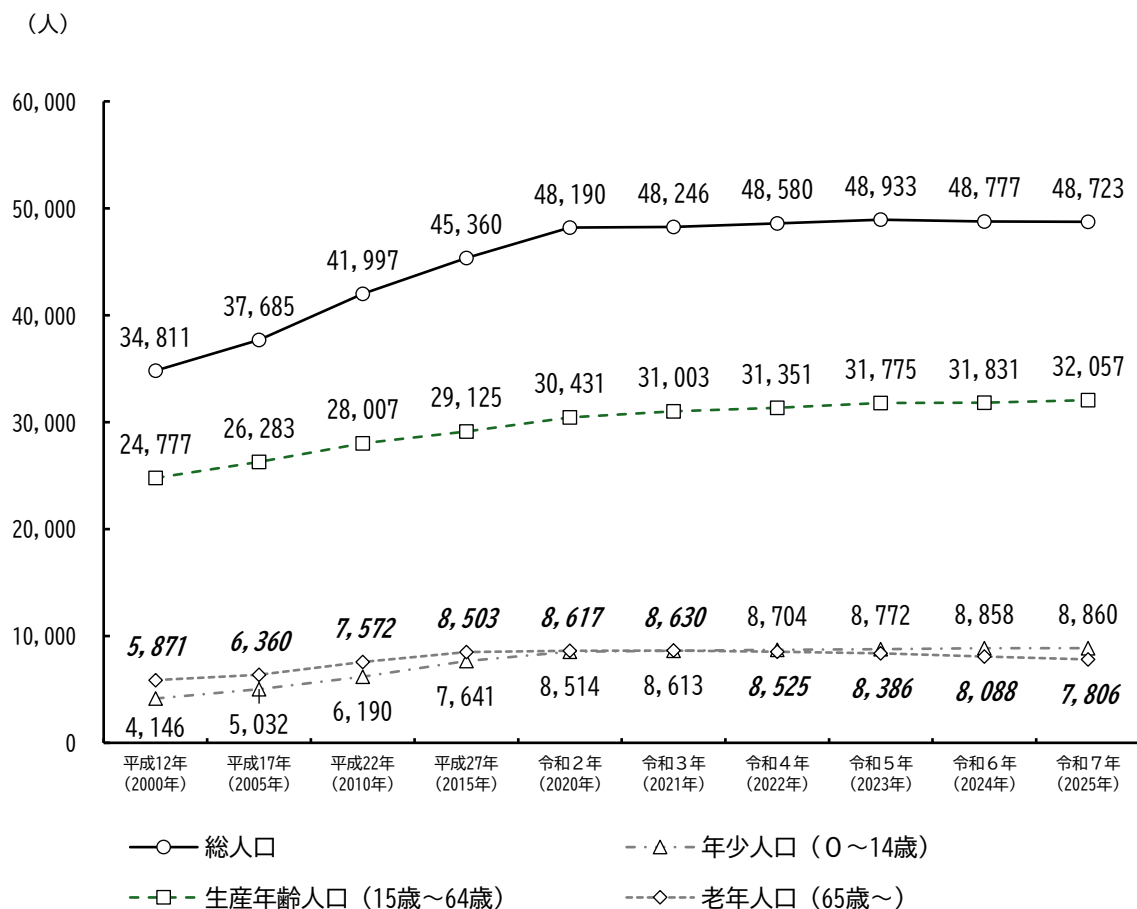
1 人口の推移

粕屋町では令和5（2023）年までは人口は増加していましたが、令和6（2024）年から減少しており、今後、少子高齢化が進むことがうかがえます。

年齢区分別にみると、年少人口は令和3（2021）年まで増加していましたが、令和4（2022）年以降は減少しています。また、生産年齢人口、老年人口は年々増加しており、高齢化率も徐々に上昇しています。

また、人口ピラミッドをみると、子育て世代の30～50代の人口が多く、それに伴い子どもの数も多くなっています。

総人口、年齢3区分人口の推移

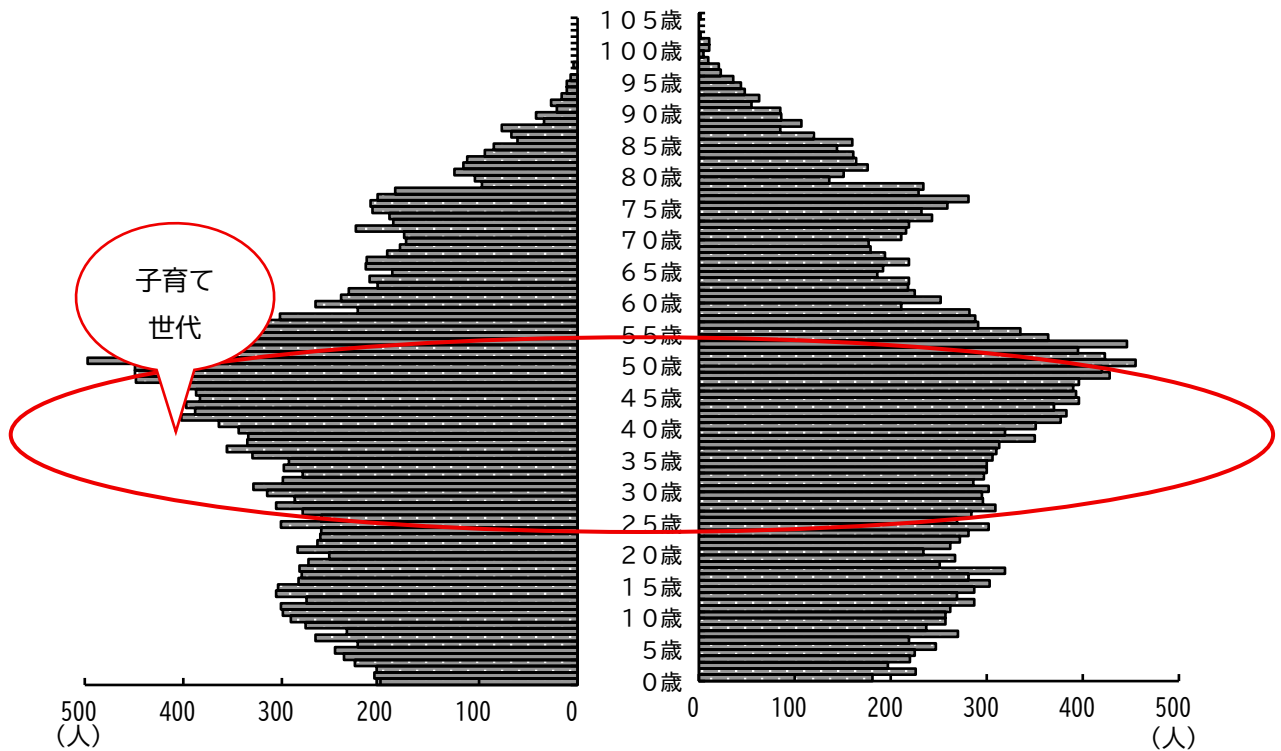


資料：総務省「国勢調査」、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

人口ピラミッド（令和7年9月30日現在）

【男性】

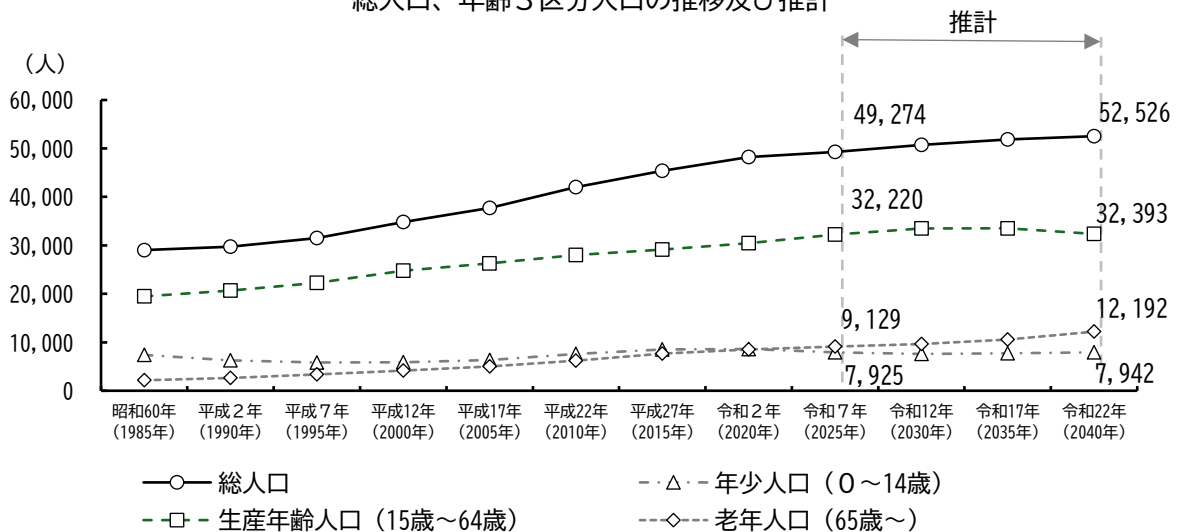
【女性】



資料：粕屋町（住民基本台帳）

粕屋町の平成27（2015）年から令和22（2040）年の推計をみると増加傾向にあり、全国でも稀な傾向となっています。年齢区分別にみると、年少人口が平成27（2015）年～令和2（2020）年の間に増加し、その後減少傾向にあります。生産年齢人口は、平成27（2015）年～令和17（2035）年の間は増加していますが、令和17（2035）年～令和22（2040）年は減少傾向にあります。老年人口は全国の傾向と同じように増加傾向にあります。

総人口、年齢3区分人口の推移及び推計



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

2 文化芸術における特性

(1) 文化施設

粕屋フォーラムやサンレイクかすやなど文化活動を行う施設は、充実していることがわかります。

文化施設一覧（令和8年（2026）年3月現在）

施設名			
1	サンレイクかすや（粕屋町立生涯学習センター）	16	朝日区公民館
2	粕屋フォーラム（粕屋町立図書館）	17	長戸区公民館
3	粕屋フォーラム（粕屋町立歴史資料館）	18	多の津区公民館
4	ハーモニーホール原町	19	サンライフ区公民館
5	ハーモニーホール伊賀	20	酒殿区公民館
6	大隈区公民館	21	甲仲原区公民館
7	上大隈公民会館	22	駕輿丁区公民館
8	江辻区公民館	23	花ヶ浦区公民館
9	戸原区公民館	24	乙仲原東区公民館
10	長者原上区公民館	25	乙仲原西区公民館
11	長者原中区公民館	26	若宮区公民館
12	長者原下区公民館	27	原町区公民館
13	内橋一区公民館	28	阿恵区公民館
14	内橋二区公民館	29	柚須文化センター
15	内橋三区公民館		

資料：粕屋町



サンレイクかすや



粕屋フォーラム



ハーモニーホール原町

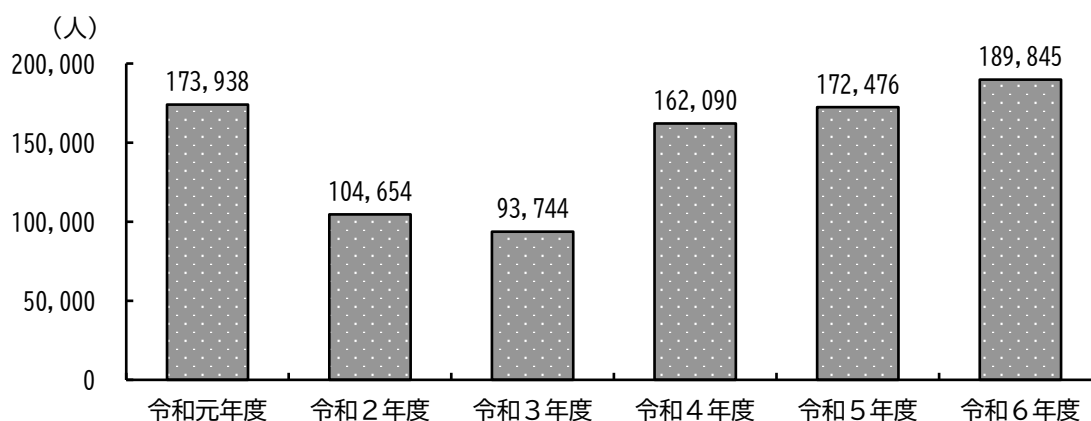


ハーモニーホール伊賀

① サンレイクかすや（粕屋町立生涯学習センター）

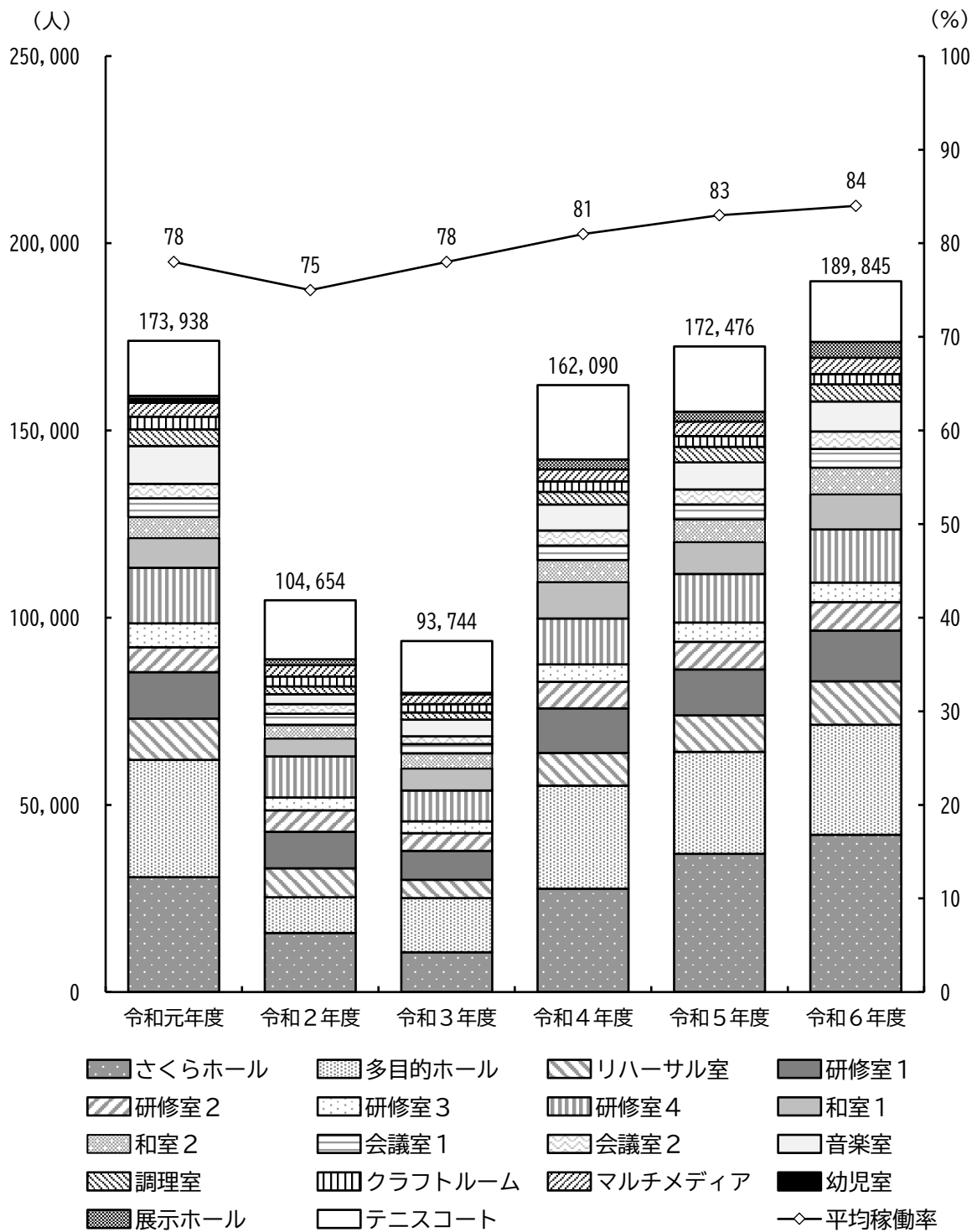
総来場者数の推移は、令和2（2020）年度、令和3（2021）年度に新型コロナウイルス感染症の流行により減少傾向でしたが、令和4（2022）年度以降は増加しています。利用者数・平均稼働率をみると、利用者数では令和2（2020）年度、令和3（2021）年度にテニスコートが最も多く、他の年度はさくらホールが最も多くなっています。さくらホール利用者内訳をみると、令和元（2019）年度では町・行政が最も多く、令和2（2020）年度～令和4（2022）年度と令和6（2024）年度では、個人・サークル、令和5（2023）年度は企業・団体が最も多くなっています。多目的ホール利用者内訳は、令和元（2019）年度では企業・団体が最も多く、令和2（2020）年度と令和4（2022）年度では、町・行政、令和3（2021）年度と令和5（2023）年度～令和6（2024）年度は個人・サークルが最も多くなっています。さくらホール利用内容は、令和元（2019）年度以降音楽が最も多く、多目的ホール利用内容は、令和2（2020）年度以降どの年度もダンスが最も多く、次いで講演となっています。

総来場者数の推移



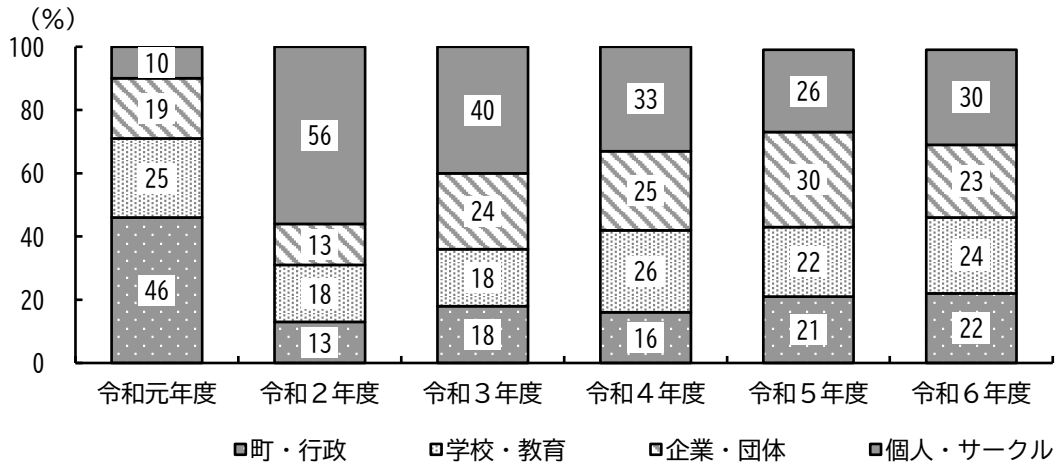
資料：粕屋町 社会教育課

利用者数・平均稼働率



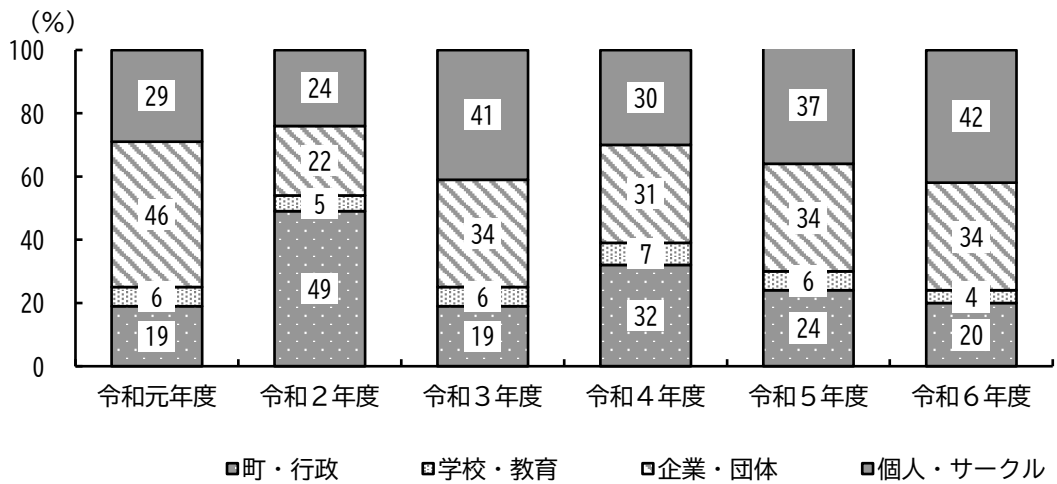
資料：粕屋町 社会教育課

さくらホール利用者内訳



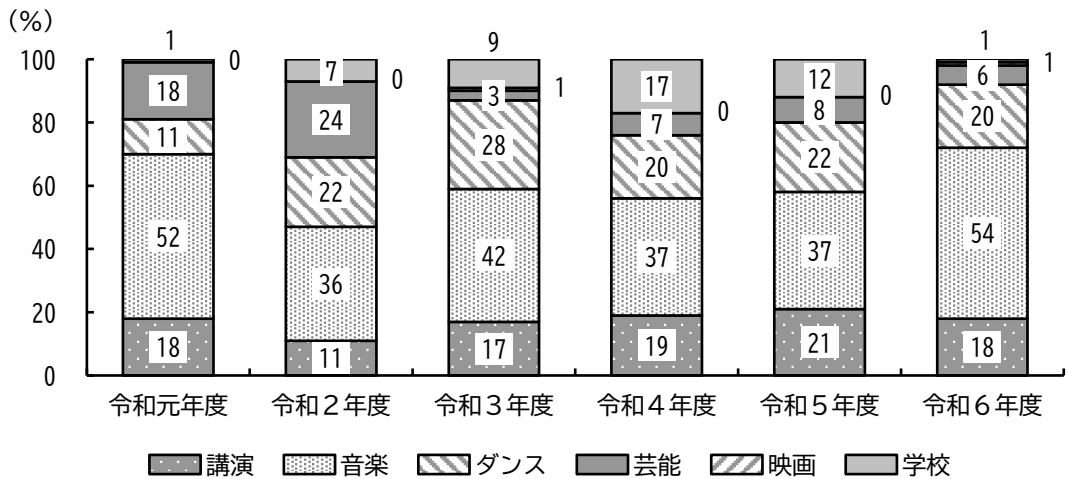
資料：粕屋町 社会教育課

多目的ホール利用者内訳



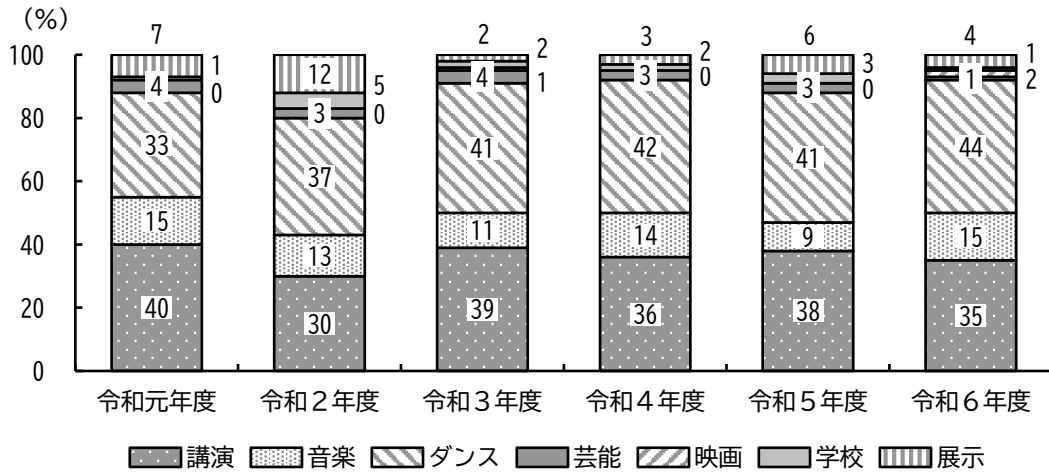
資料：粕屋町 社会教育課

さくらホールの利用内容



資料：粕屋町 社会教育課

多目的ホールの利用内容

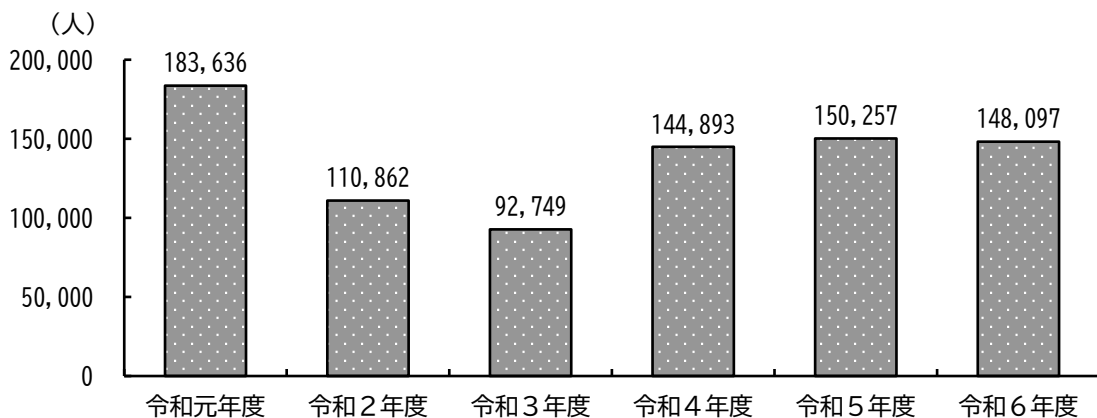


資料：粕屋町 社会教育課

② 粕屋フォーラム（粕屋町立図書館）

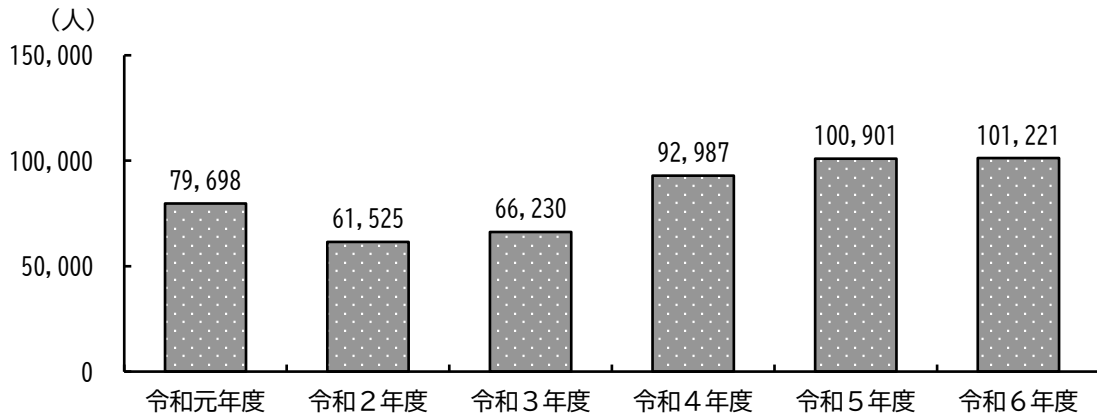
入館者数をみると、令和2（2020）年度、令和3（2021）年度に新型コロナウイルス感染症の流行により減少傾向でしたが、令和4（2022）年度以降は横ばい傾向にあることがわかります。貸出人数は令和4（2022）年度以降増加傾向、貸出冊数は減少傾向、登録者数は、令和4（2022）年度以降横ばい傾向、蔵書冊数も横ばい傾向となっています。1人当たりの年平均貸出冊数においては増加傾向にあり、令和6（2024）年度には50冊を超えています。また、月平均貸出人数をみると、7月、10月、1月の順に多いことがわかります。

入館者数



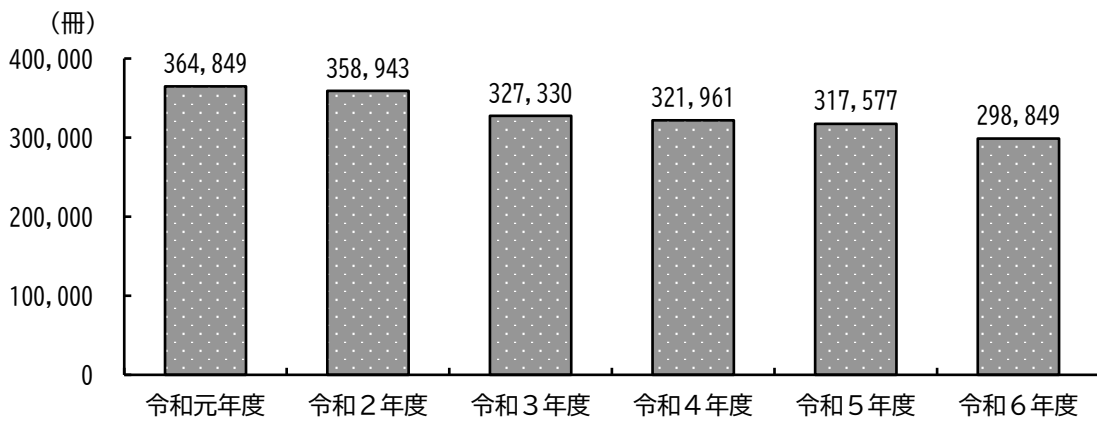
資料：粕屋町 社会教育課

貸出人数



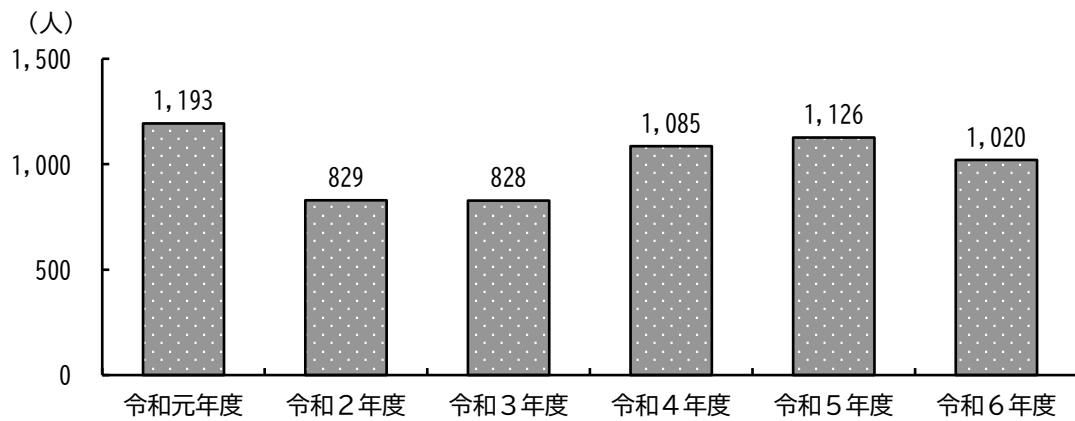
資料：粕屋町 社会教育課

貸出冊数（個人貸出数）



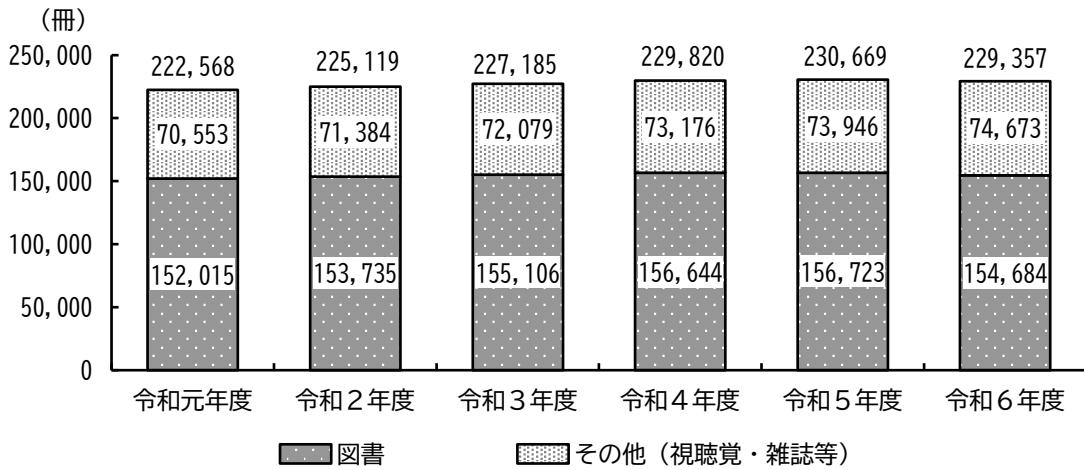
資料：粕屋町 社会教育課

登録者数（新規）



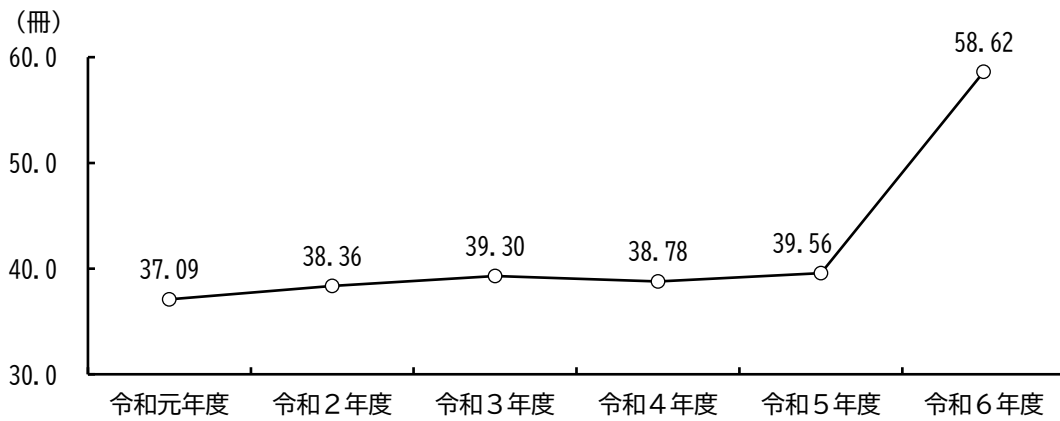
資料：粕屋町 社会教育課

蔵書冊数



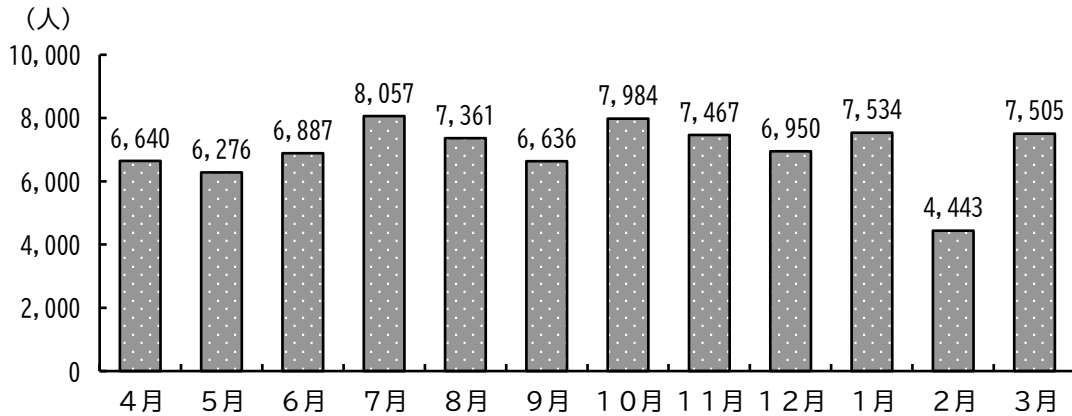
資料：粕屋町 社会教育課

利用者1人当たりの年平均貸出冊数



資料：粕屋町 社会教育課

月平均貸出人数（令和元（2019）年度～令和6（2024）年度）

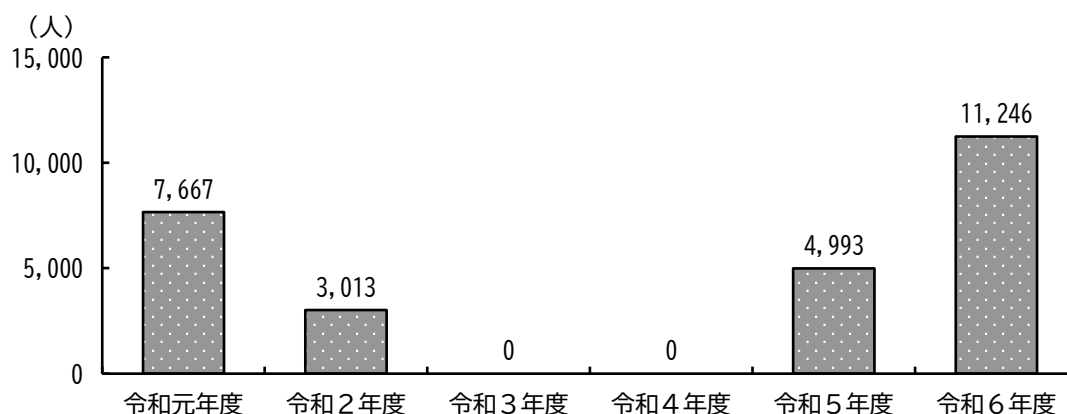


資料：粕屋町 社会教育課

③ 粕屋フォーラム（粕屋町立歴史資料館（図書館事業利用者も含む）

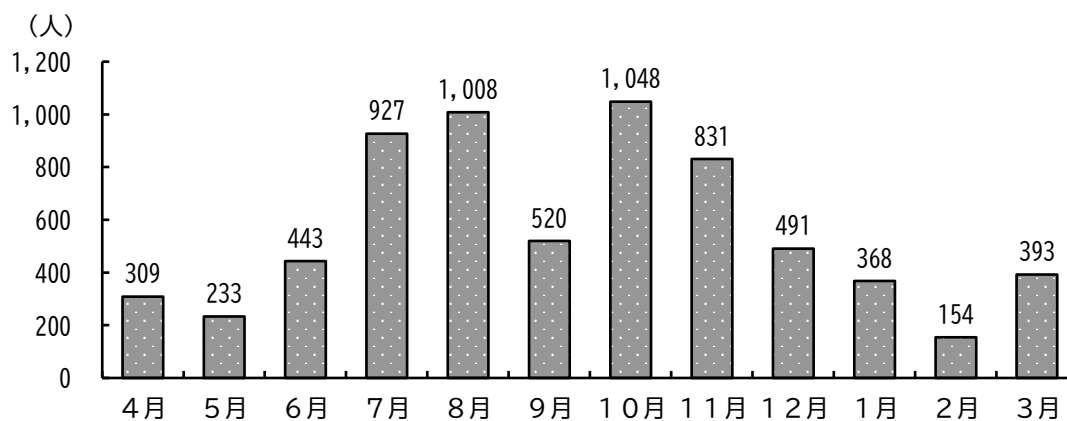
入館者数の推移は、令和3（2021）年度、令和4（2022）年度の休館後、令和6（2024）年度には10,000人を超えています。月別入館者数をみると8月と10月の入館者数が多くなっています。入館者構成比の推移をみると、令和5（2023）年度から令和6（2024）年度において小学生以下は増加し、一般は減少しています。

入館者数の推移



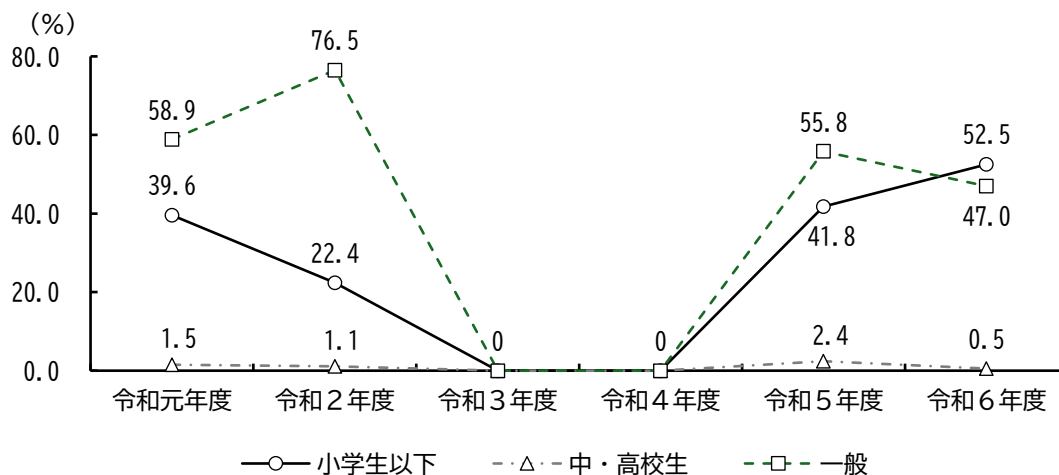
※令和3（2021）年度、令和4（2022）年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため休館
資料：粕屋町 社会教育課

月平均入館者数（令和元（2019）年度～令和6（2024）年度）



※臨時休館の令和3（2021）年度・令和4（2022）年度を除く
資料：粕屋町 社会教育課

入館者構成比の推移

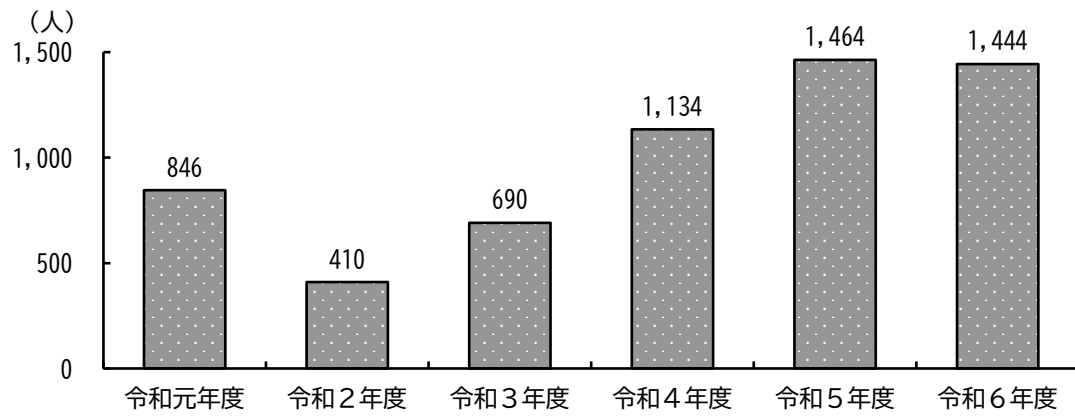


資料：粕屋町 社会教育課

④ ハーモニーホール原町、伊賀

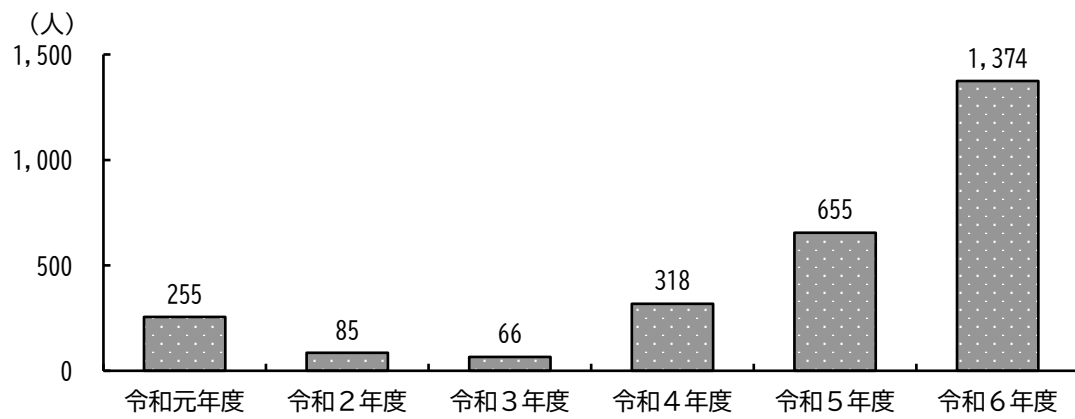
利用者数の推移をみると、ハーモニーホール原町は令和2（2020）年度に大きく減少し、令和3（2021）年度～令和5（2023）年度まで増加し、令和6（2024）年度は横ばいとなっています。ハーモニーホール伊賀は令和2（2020）年度と令和3（2021）年度に大きく減少しましたが、それ以降は増加傾向にあります。活動内容は、ハーモニーホール原町は令和3（2021）年度でダンス・体操関係が最も多く、他の年度は音楽関係が最も多くなっています。ハーモニーホール伊賀は令和3（2021）年度までは会合関係、令和4（2022）年度以降は音楽関係が最も多くなっています。利用者の年齢層をみると、ハーモニーホール原町では、令和5（2023）年度までは20～60代が最も多く、令和6（2024）年度には～20代が20～60代を上回り、最も多くなっています。ハーモニーホール伊賀では、令和4（2022）年度で～20代が最も多く、他の年度は20～60代が最も多くなっています。町内・町外別利用者数では、ハーモニーホール原町では、令和3（2021）年度と令和6（2024）年度で町外利用者が多く、ハーモニーホール伊賀では、令和3（2021）年度と令和5（2023）年度～令和6（2024）年度で町外利用者が多くなっています。ハーモニーホール伊賀では、令和6（2024）年度で町外利用者が大きく増加しています。

利用者数の推移（ハーモニーホール原町）

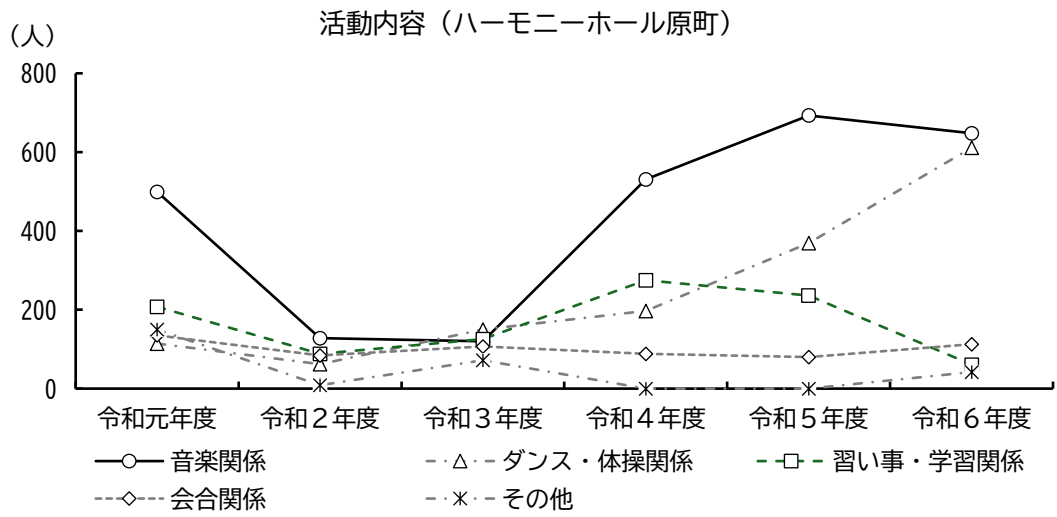


資料：粕屋町 地域共創課

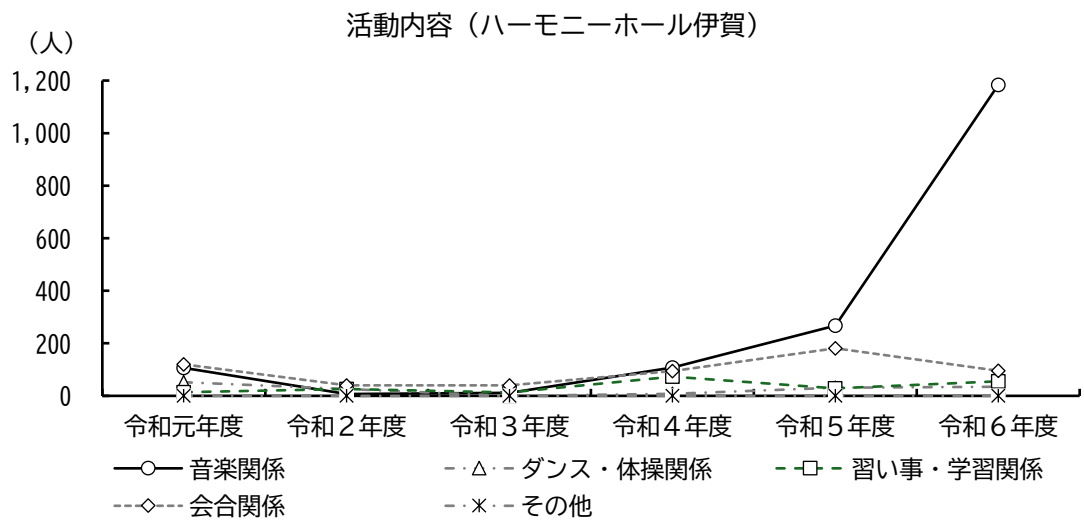
利用者数の推移（ハーモニーホール伊賀）



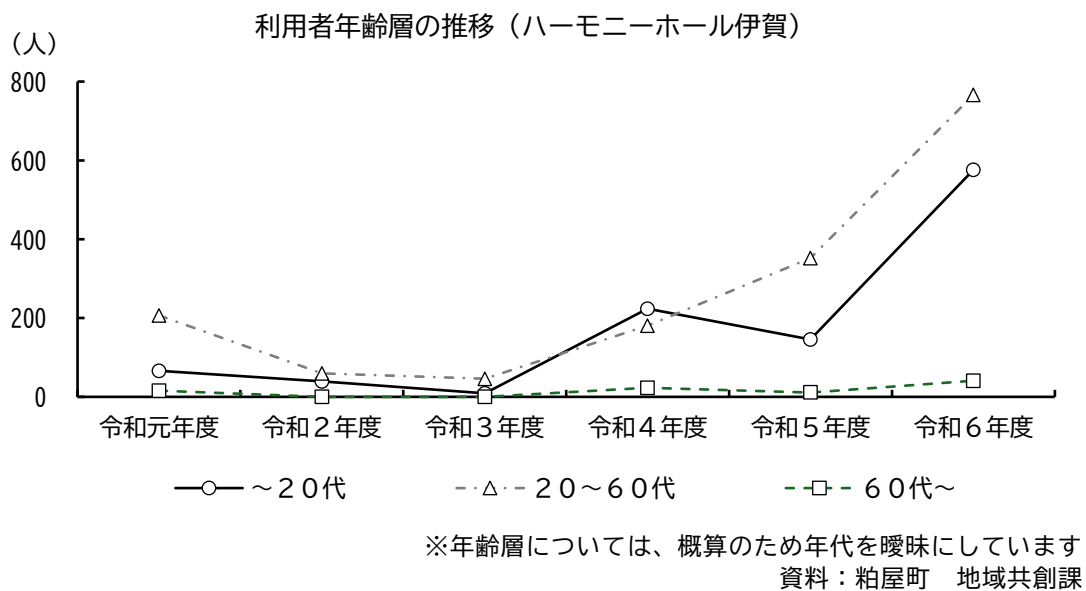
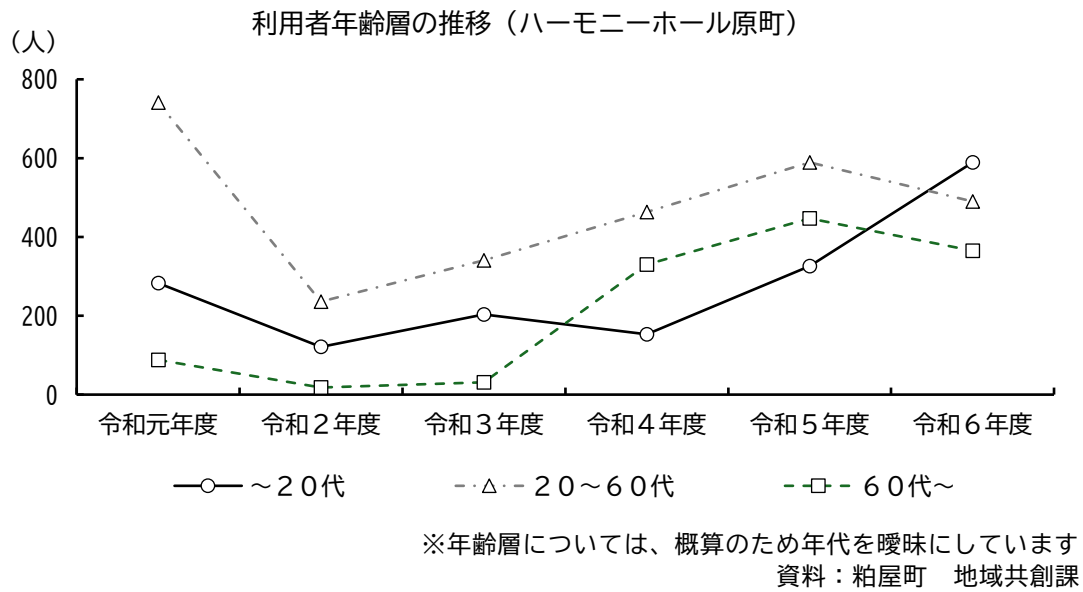
資料：粕屋町 地域共創課

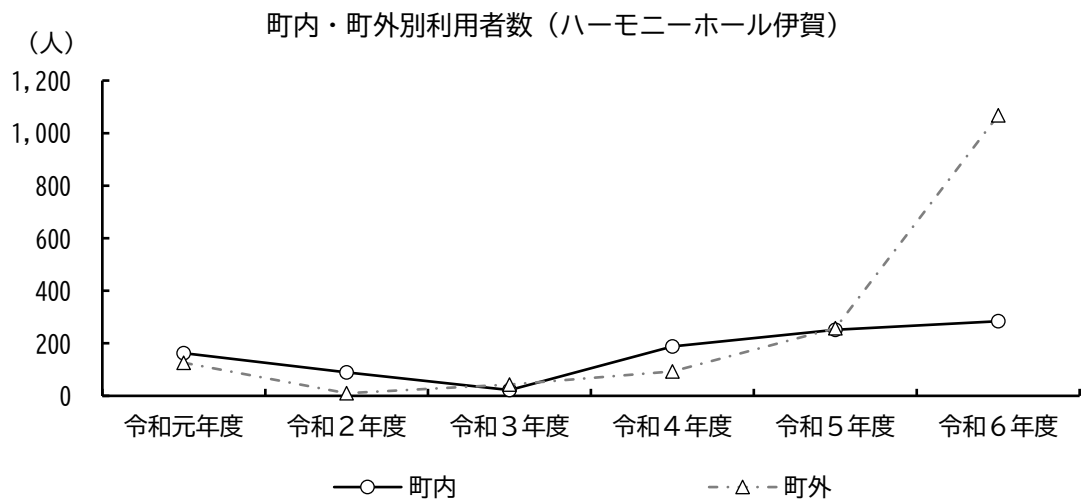
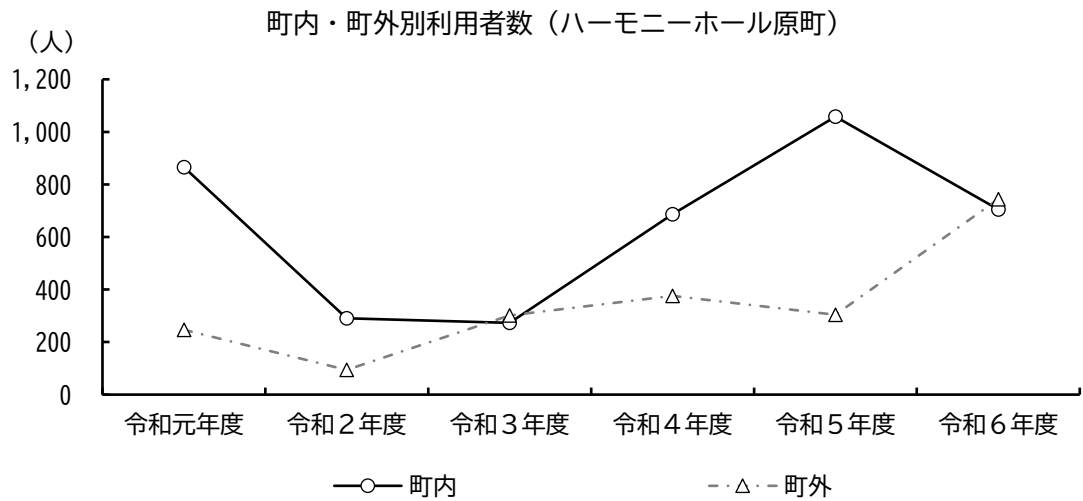


資料：粕屋町 地域共創課



資料：粕屋町 地域共創課

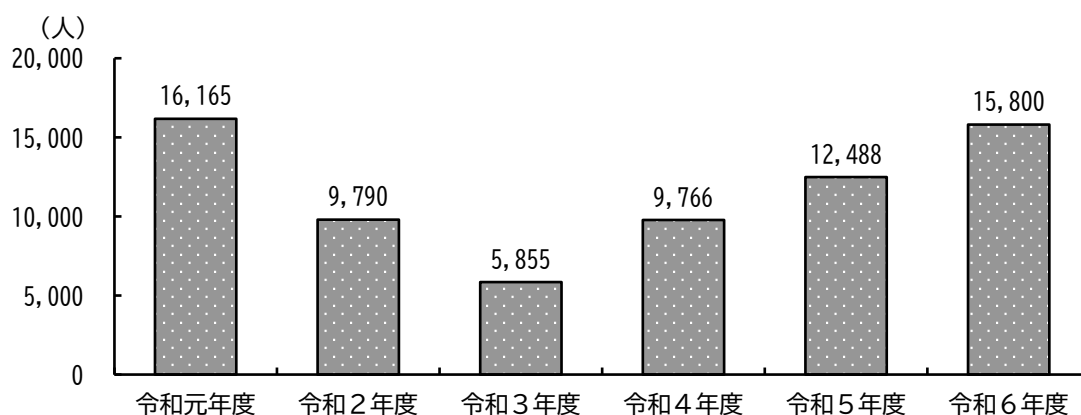




(2) 駕与丁公園

駕与丁公園の利用申請者数の推移をみると、令和3（2021）年度までは減少傾向でしたが、令和4（2022）年度以降は増加傾向にあります。

利用申請者数の推移

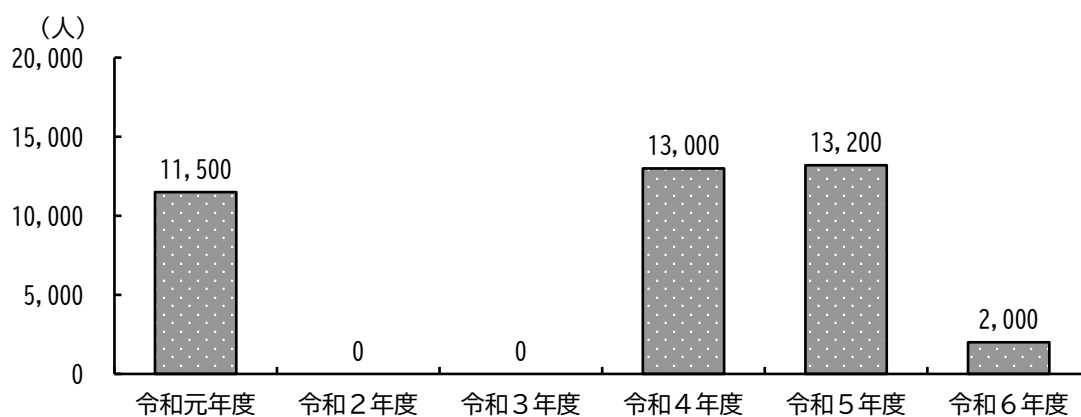


資料：粕屋町 都市計画課

(3) バラ祭り

バラ祭りの来場者数は、天候等によっても差がでてきますが、令和5（2023）年度がピークとなっています。

バラ祭りの来場者数の推移



※令和6（2024）年度は天候が悪かったため
※令和2（2020）年度、令和3（2021）年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
資料：粕屋町 都市計画課

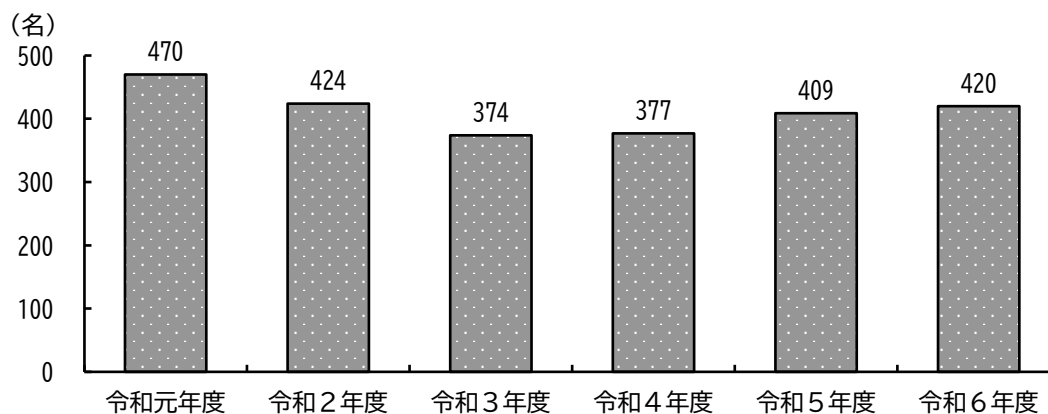
(4) 文化協会

会員数は令和3（2021）年度までは減少傾向でしたが、令和4（2022）年度以降は増加傾向にあります。所属団体数は、令和2（2020）年度をピークに微減し、令和6（2024）年度で微増しています。

文化協会の主な事業

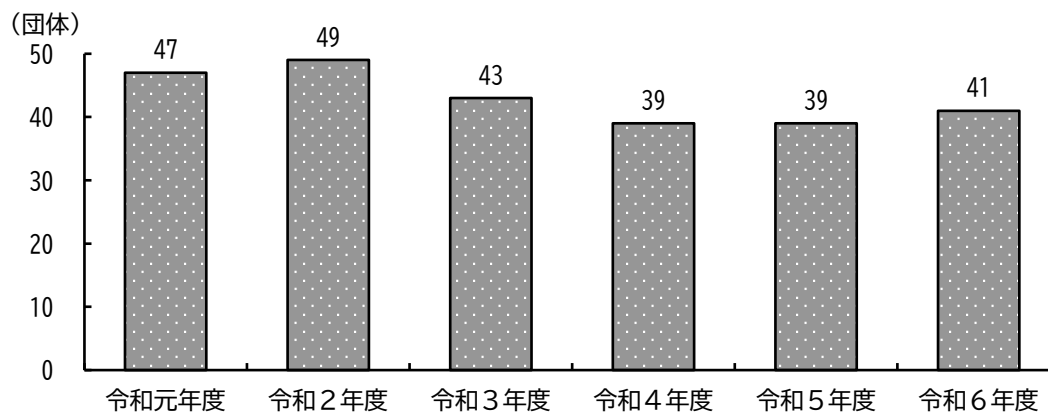
芸術祭	町民囲碁将棋大会
町内巡回指導	糟屋地区美術展
文化祭	福岡Iブロック「芸術文化のつどい」

文化協会会員数の推移



資料：粕屋町 社会教育課

所属団体数の推移



資料：粕屋町 社会教育課

文化協会加盟サークル（令和7（2025）年）

部門	部・教室名	部門	部・教室名	
棋道	粕屋町囲碁会	舞踊	ナア・レイ・オ・カラニプア(レファ)	
	粕屋町将棋会		ナア・レイ・オ・カラニプア(ピカケ)	
茶道	茶道 妙松会		粕屋ひょうきん族	
	玄友会		BATON TEAM INFINITY	
工芸	陶芸教室（A）		studio vita satomi バリーダンスA	
	陶芸教室（B）		studio vita satomi バリーダンスB	
文芸	粕屋俳句会		Rie Connigo! for kids	
	日本古典を読む会		ジャズダンスサークル・スタジアム	
	Friday English 英会話教室		粕屋秀政弓会	
美術	秦風墨彩画教室		器楽	お箏 さくら会
	楔山書書会	粕屋ハーモニカサークル		
	写団糟屋	粕屋太鼓 ガイアの響		
	水彩画教室	華凜		
	水彩ダイヤモンドクラブ	博多とんこつ音楽たい		
	粕屋ちぎり絵	謡光会		
舞踊	藤間政寿恵会	声乐	内橋民謡教室	
	沙弥の会		玄海相撲甚句会(粕屋教室)	
	瑤地若会昼の部（A）		ハーモニック・コスモス KASUYA	
	瑤地若会昼の部（B）		美月志保歌謡教室	
	瑤地若会昼の部（C）		粕屋うたう会（A）	
	瑤地若会夜の部		粕屋うたう会（B）	
	瑤地若会 花ヶ浦教室		桜の会	
	寿楽会		菊声会 ばら組	
	瑤地若会花ヶ浦教室子供の部		菊声会 若杉会	
	3B 健康体操 スマイルレデース		菊声会 戸原教室	
	プルメリア信子教室 戸原		生活文化	福岡手打ちそばの会
	プルメリア信子教室 原町			

資料：粕屋町文化協会

(5) 文化財

現在の粕屋町の国指定文化財は1件、県指定文化財は2件、町指定文化財は13件となっています。

■国指定文化財管理状況一覧（令和8（2026）年3月現在）

指定名称	所在地	種別	指定年月日
阿恵官衙遺跡	粕屋町大字原町132番1他	史跡	令和2（2020）年3月10日 追加指定 令和6（2024）年10月11日



阿恵官衙（あえかんが）遺跡

■県指定文化財管理状況一覧（令和8（2026）年3月現在）

指定名称	所在地	種別	指定年月日
大隈石棺	粕屋町大字上大隈644番6	史跡	昭和30（1955）年3月12日
江辻遺跡第4地点出土品	粕屋町立歴史資料館	有形文化財	平成30（2018）年3月20日

資料：粕屋町 社会教育課



大隈石棺



江辻（えつじ）遺跡第4地点出土品

■町指定文化財管理状況一覧（令和8（2026）年3月現在）

指定名称	所在地	種別	指定年月日
クスノキ	志賀神社境内	天然記念物	昭和59（1984）年4月6日
クスノキ	伊賀薬師堂境内	天然記念物	昭和59（1984）年4月6日 （再同意指定）平成21（2009）年9月9日
クスノキ	戸原天満宮境内	天然記念物	昭和59（1984）年4月6日
フジ	熊野神社境内	天然記念物	昭和59（1984）年4月6日
スダジイ	熊野神社境内	天然記念物	昭和59（1984）年4月6日
新大間堤開鑿図絵	粕屋町立歴史資料館	有形文化財	平成13（2001）年11月28日
長久平翁夫妻肖像画	粕屋町立歴史資料館	有形文化財	平成13（2001）年11月28日
木造虚空蔵菩薩坐像	真覚寺	有形文化財	平成13（2001）年11月28日
奉書写大乘妙典 一石一字経供養塔	伊賀薬師堂境内	史跡	平成13（2001）年11月28日 （再同意指定）平成21（2009）年9月9日
大般若波羅蜜多經	粕屋町立歴史資料館	有形文化財	平成13（2001）年11月28日
立石久明肖像画	粕屋町立歴史資料館	有形文化財	平成17（2005）年10月3日
阿弥陀三尊梵字板碑	伊賀薬師堂境内	有形文化財	平成21（2009）年9月9日
ゴヨウマツ	柚須区個人宅	天然記念物	平成21（2009）年9月9日

資料：粕屋町 社会教育課



志賀神社のクスノキ



伊賀薬師堂のクスノキ



戸原天神森のクスノキ



熊野神社のフジ



熊野神社のスダジイ



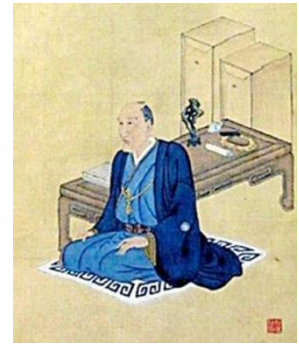
木造虚空蔵菩薩坐像



長卯平翁夫妻肖像画



新大間堤開鑿図絵



立石久明肖像画



大般若波羅蜜多經



奉書写大乘妙典
一石一字經供養塔



阿弥陀三尊梵字板碑



袖須区のゴヨウマツ

3 アンケート調査からみる現状・課題

(1) 調査の目的

「粕屋町文化芸術推進基本計画」の見直しにあたり、これからの粕屋町の文化芸術振興の取り組みに町民の意見や考え方を反映させ、取り組みのさらなる充実を図るために調査を行いました。

(2) 調査概要

調査地域：粕屋町全域

調査対象者：粕屋町在住の20歳以上1,000名を無作為抽出

調査期間：令和7年12月～令和8年1月

調査方法：郵送による配付、郵送もしくはWEBによる回収

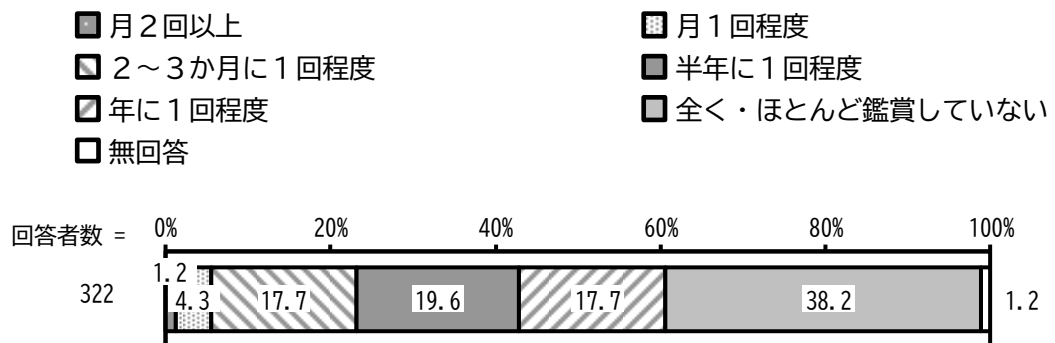
配布数 (A)	回収数 (B)	回収率 (A/B)
1,000	332	33.2%

(3) 調査結果

① この1年間で、文化芸術を直接鑑賞したり体験したか

この1年間で、文化芸術を鑑賞したり、体験したかについてみると、「全く・ほとんど鑑賞していない」の割合が38.2%と最も高くなっています。

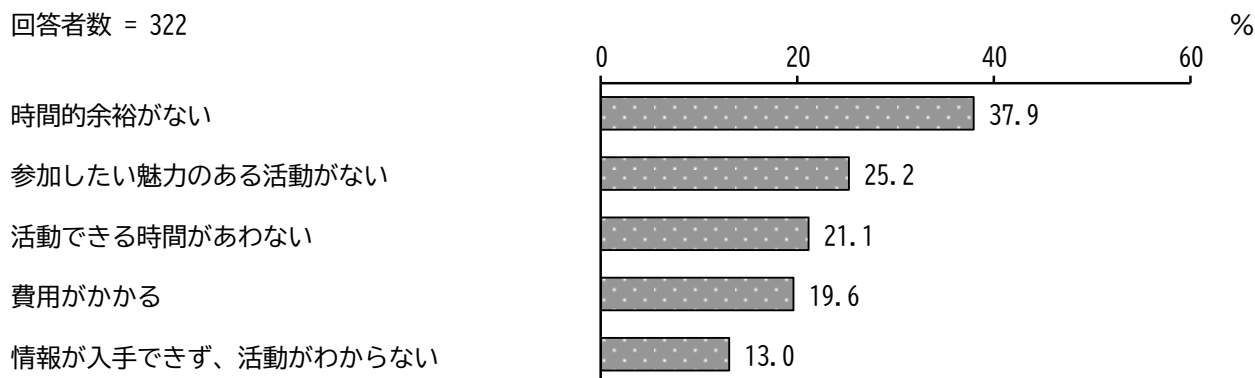
また、鑑賞したり体験した人では、「半年に1回程度」の割合が19.6%が最も高く、次いで「2～3か月に1回程度」、「年に1回程度」が17.7%となっています。



② 文化芸術にかかわる活動の機会を持つことの妨げとなった理由について (上位5つ)

文化芸術にかかわる活動の機会を持つことの妨げとなった理由についてみると、「時間的余裕がない」の割合が37.9%と最も高く、次いで「参加したい魅力のある活動がない」の割合が25.2%、「活動できる時間があわない」の割合が21.1%となっています。

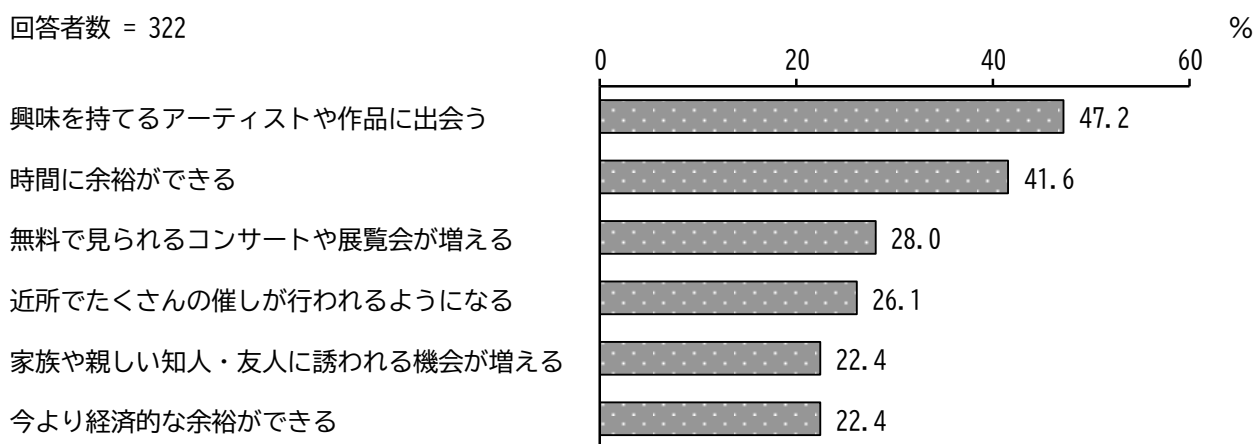
回答者数 = 322



③ どのようなことがあれば文化芸術の鑑賞にもっと関心を持つようになるかについて

どのようなことがあれば文化芸術の鑑賞にもっと関心を持つようになるかについてみると、「興味を持てるアーティストや作品に出会う」の割合が47.2%と最も高く、次いで「時間に余裕ができる」の割合が41.6%、「無料で見られるコンサートや展覧会が増える」の割合が28.0%となっています。

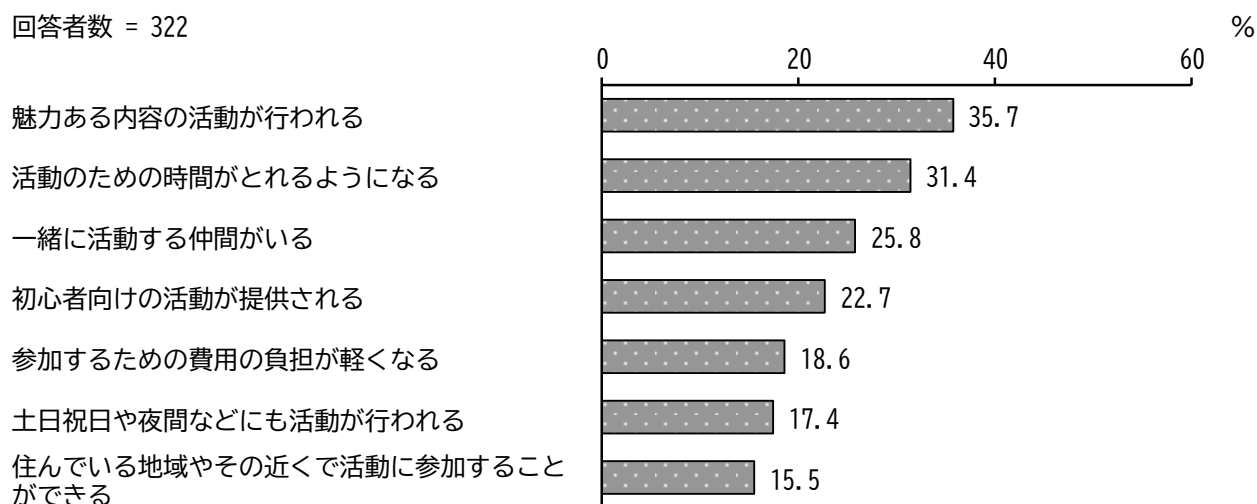
回答者数 = 322



④ どうすれば文化芸術活動（鑑賞以外）に参加しやすくなると思うかについて（上位7つ）

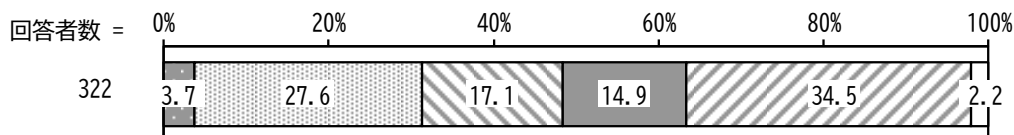
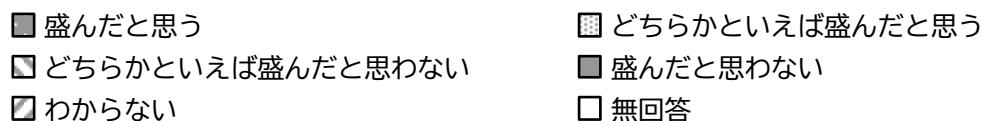
どうすれば文化芸術活動（鑑賞以外）に参加しやすくなると思うかについてみると、「魅力ある内容の活動が行われる」の割合が35.7%と最も高く、次いで「活動のための時間がとれるようになる」の割合が31.4%、「一緒に活動する仲間がいる」の割合が25.8%となっています。

回答者数 = 322



⑤ 粕屋町は文化芸術が盛んなまちだと思うかについて

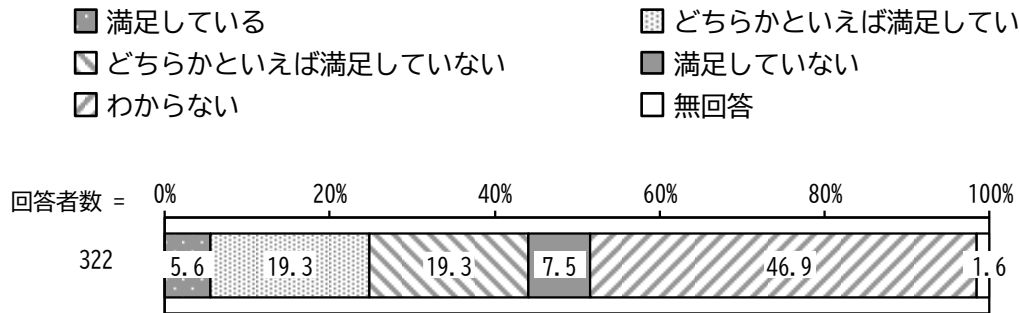
粕屋町は文化芸術が盛んなまちだと思うかについてみると、「盛んだと思う」と「どちらかといえば盛んだと思う」を合わせた『盛んだと思う』の割合が31.3%、「どちらかといえば盛んだと思わない」と「盛んだと思わない」を合わせた『盛んだと思わない』の割合が32.0%となっています。



⑥ 粕屋町での文化的な環境に満足しているかについて

粕屋町での文化的な環境に満足しているかについてみると、「満足している」と「どちらかといえば満足している」を合わせた『満足している』の割合が24.9%、「どちらかといえば満足していない」と「満足していない」を合わせた『満足していない』の割合が26.8%となっています。

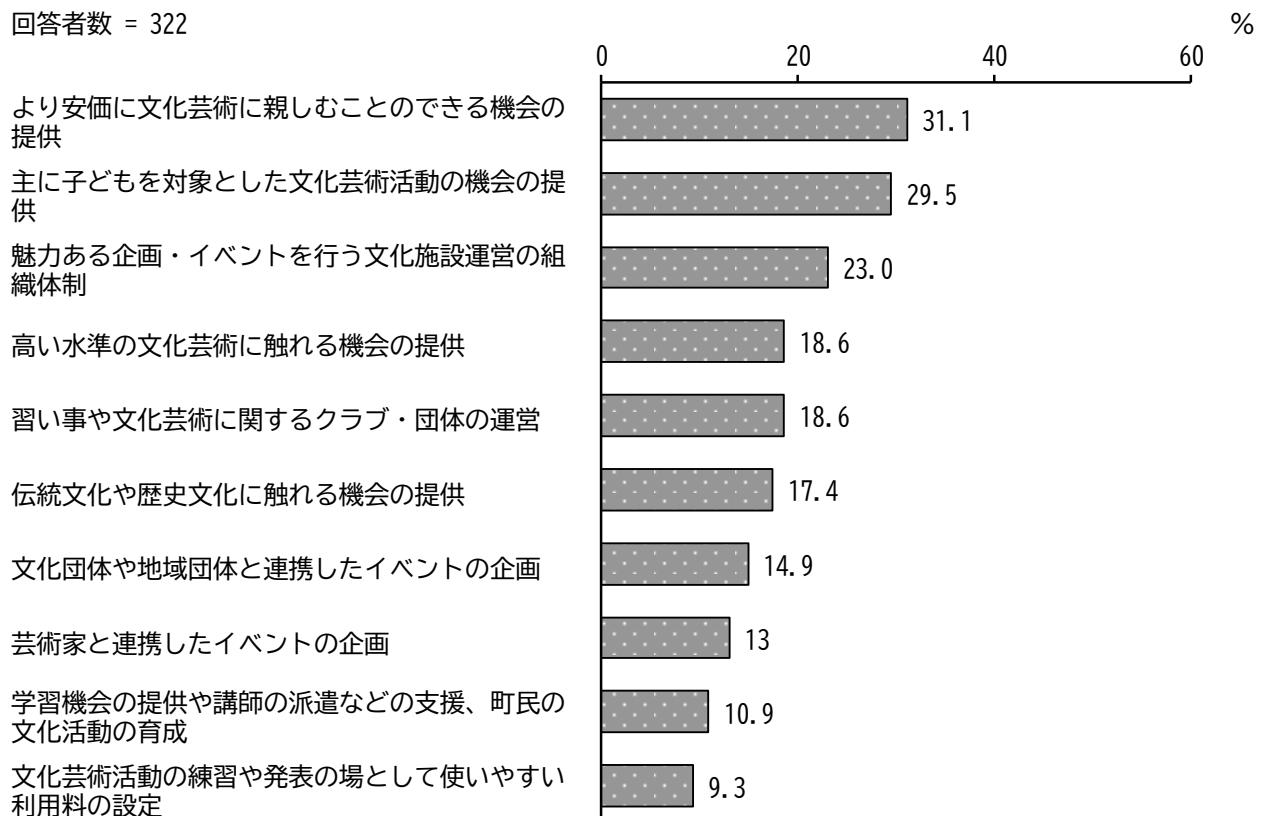
また、「わからない」の割合が46.9%となっています。



⑦ 粕屋町の文化施設の運営について、特に充実してほしいと思う取り組みについて

粕屋町の文化施設の運営について、特に充実してほしいと思う取り組みについてみると、「より安価に文化芸術に親しむことのできる機会の提供」の割合が31.1%と最も高く、次いで「主に子どもを対象とした文化芸術活動の機会の提供」の割合が29.5%、「魅力ある企画・イベントを行う文化施設運営の組織体制」の割合が23.0%となっています。

回答者数 = 322

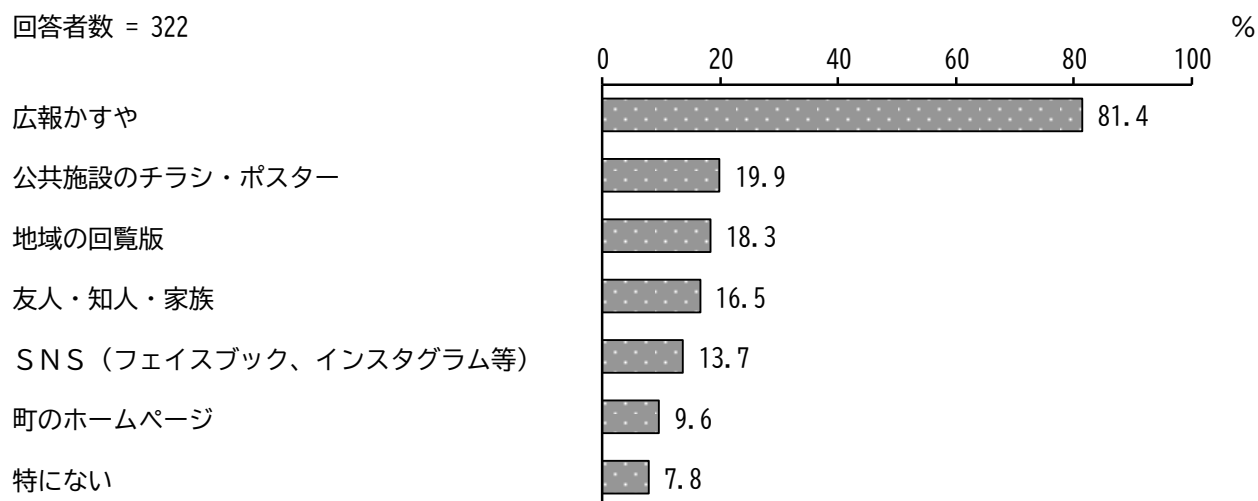


⑧ 粕屋町内の文化的な行事や施設、活動に関する情報をどのように得ているかについて（上位7つ）

粕屋町内の文化的な行事や施設、活動に関する情報をどのように得ているかについてみると、「広報かすや」の割合が81.4%と最も高く、次いで「公共施設のチラシ・ポスター」の割合が19.9%、「地域の回覧版」の割合が18.3%となっています。

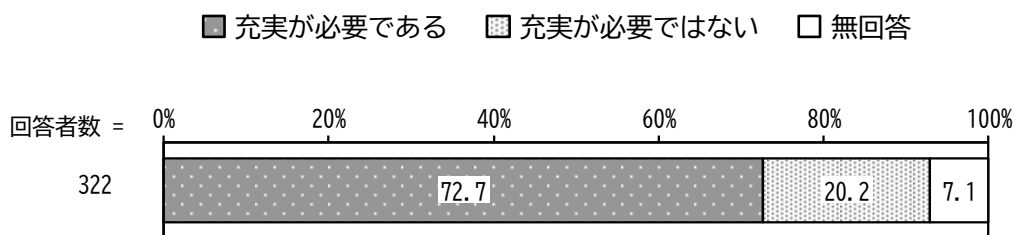
一方で、「特にない」の割合が7.8%となっています。

回答者数 = 322



⑨ 粕屋町内の文化的な行事や施設、活動に関する情報の集約と発信ができる拠点や機能の充実が必要かについて

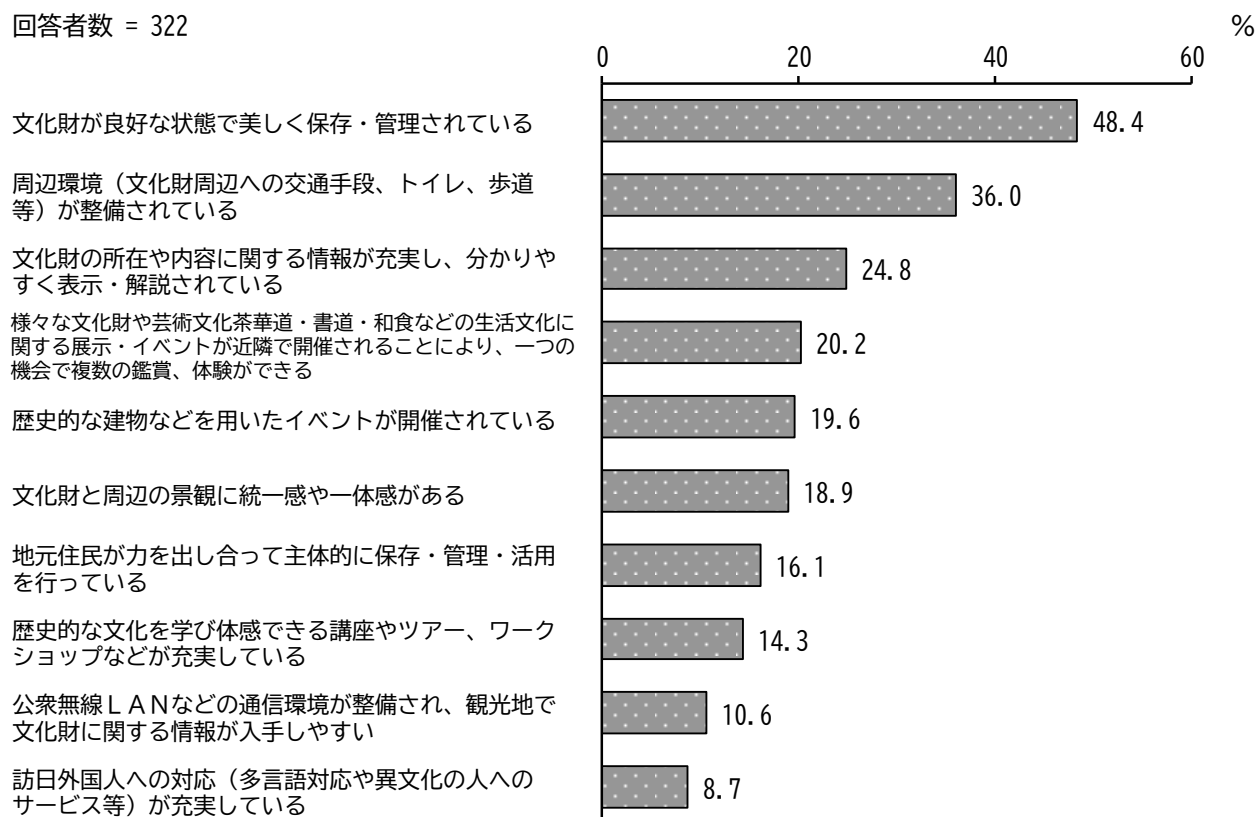
粕屋町内の文化的な行事や施設、活動に関する情報の集約と発信ができる拠点や機能の充実が必要かについてみると、「充実が必要である」の割合が72.7%、「充実が必要ではない」の割合が20.2%となっています。



⑩ 文化財を地域資源として魅力あるものにしていくために重要だと思うことについて

文化財を地域資源として魅力あるものにしていくために重要だと思うことについてみると、「文化財が良好な状態で美しく保存・管理されている」の割合が48.4%と最も高く、次いで「周辺環境（文化財周辺への交通手段、トイレ、歩道等）が整備されている」の割合が36.0%、「文化財の所在や内容に関する情報が充実し、分かりやすく表示・解説されている」の割合が24.8%となっています。

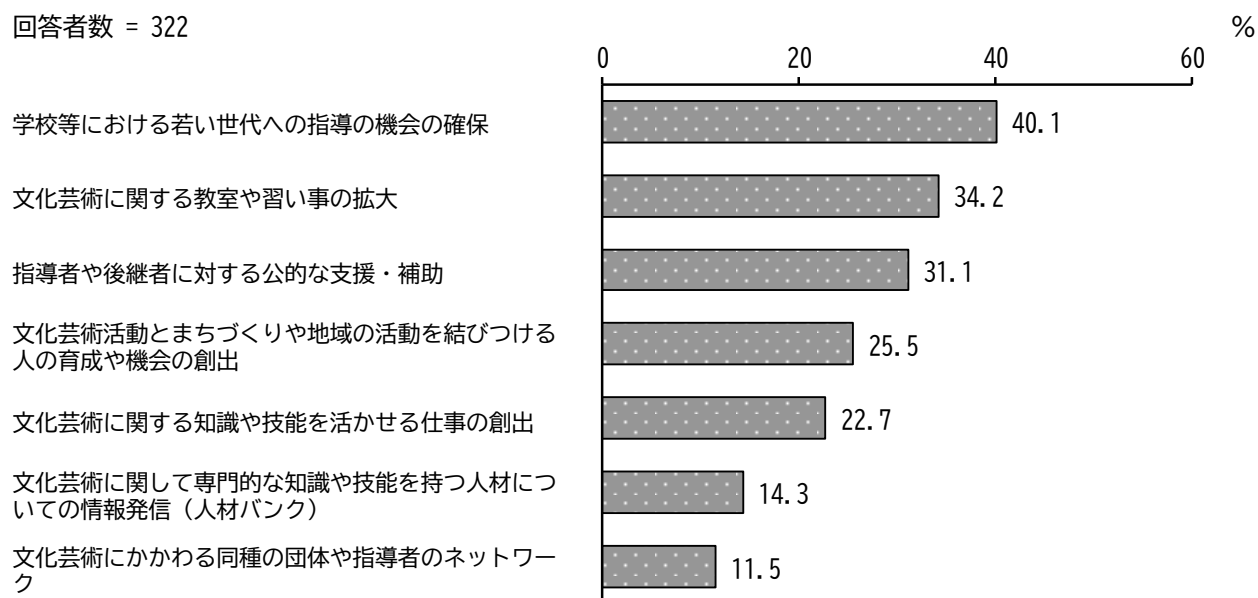
回答者数 = 322



⑪ 粕屋町内で、文化芸術に関する指導者や後継者を育成するために必要なことについて

粕屋町内で、文化芸術に関する指導者や後継者を育成するために必要なことについてみると、「学校等における若い世代への指導の機会の確保」の割合が40.1%と最も高く、次いで「文化芸術に関する教室や習い事の拡大」の割合が34.2%、「指導者や後継者に対する公的な支援・補助」の割合が31.1%となっています。

回答者数 = 322



4 ヒアリング調査からの主な意見

アンケート調査などの数値面では把握することができない現場での課題、今後の文化芸術における方向性や活動の可能性を把握するため、文化芸術活動を行っている団体にヒアリング調査を行いました。

【指導者や後継者の育成について】

- ・学校や体験会、イベントなどの様々な機会を通じて、子どもたちに文化芸術にふれるように取り組んでいく。
- ・次世代への伝統文化の保護、保全、継承していく。
- ・文化芸術に力を入れている都市に留学したり、先進都市の担当の人を招致して研修を受け、具体的な提案を作ってもらう。

【文化祭について】

- ・発表など、目標や披露する場がもっとあってもいい。
- ・文化祭の知名度をもう少しあげて、いろいろな人に見に来てほしい。
- ・町内全域で楽しめるアートイベントを定期的実施し、文化芸術に関する関心がない人でも、接点をつくることができるようにする。

【設備について】

- ・ステージの広さはそのまま、客席の数を2/3ほど少なくてもよい。
- ・使われていない倉庫や空きスペースを利用して、小規模展示やパフォーマンスができるスペースを常設する。

【団体について】

- ・もっと多くの文化芸術団体に文化協会への加入に努めたい。
- ・音楽、舞踊、アートなどをジャンル横断で、コラボレーションを行い、参加者層の拡大を促進する。

5 中間評価

基本施策毎に担当課にて、事業評価を行いました。

(1) 子どもたちが身近に文化芸術にふれあえるまち

学校・文化施設・地域団体が連携し、子どもたちの鑑賞・体験・発表の機会を安定的に提供している点で、計画どおり着実に進展しています。芸術鑑賞会や展示会、文化芸術ウィーク、アウトリーチ事業など、基礎的な文化芸術体験の場は継続的に実施され、参加者数も一定水準を維持しています。読書ボランティアや絵本作家による講演会・ワークショップなど、地域の人的資源を活かした取り組みは、子どもの創造性を高める効果が確認できます。

一方で、科学ワークショップの集客不足や読み聞かせ会・上映会の参加者数の伸び悩みなど、事業ごとの魅力発信や参加促進には課題が残ります。家庭環境に左右されず文化芸術に触れられる機会を保障する観点から、保護者への情報発信強化や、親子双方の関心を引く内容の精査が求められています。SNS広報の充実、参加型講演会の継続、上映作品の多様化といった改善策は、参加層拡大に向けた有効な手段といえます。

また、中学生合唱コンクールや作品展、こども文化芸術ウィーク、プラスふえすなど、子ども主体の発表の場も継続的に確保され、自己肯定感の醸成に寄与しています。総じて施策は「維持」と評価できる水準にありますが、今後はニーズを踏まえた事業内容の見直しや広報手法の多様化、関係機関との連携強化により、文化芸術に触れる機会の質と量のさらなる向上が求められます。

(2) 文化芸術に興味・関心を持ち、お互いに支え合う参画のまち

町民が文化芸術に参加し支え合う環境づくりに向け、概ね計画どおり進展しています。周年事業や文化芸術ウィーク、文化祭など参加型事業が継続され、特に文化祭では実行委員会方式により町民協働の体制が確立しています。

一方、茶道教室やお箏教室などの普及活動は実施されているものの、体験機会の拡充や魅力発信が課題となっています。施設設備は一定水準を保っていますが老朽化が進み、計画的更新が必要となっています。情報発信では冊子作成やSNS活用が進む一方、パンフレット未整備や広報手続きの制約が残り、迅速な告知手段の検討が求められています。よさこいかすや祭りは全国的な交流の場として効果を上げています。他分野との連携は進んでいますが、企業連携は未着手であり、公平性を確保した枠組みづくりが今後の課題となっています。総じて施策は「維持」水準にありますが、情報発信強化、設備更新、企業連携の検討を通じ、町民が文化芸術をより身近に感じ支え合える環境づくりを一層推進することが求められます。

(3) 文化芸術の次代を担う人材の育成

若者や子育て世代を中心に文化芸術への参加を促す取り組みとして、こども茶道教室やお箏教室などの伝統文化体験が継続され、文化芸術への入口として一定の成果を上げています。

一方で、町民の興味の多様化によりイベント集客が伸び悩み、魅力ある企画やゲスト選定、若者に届くSNSを活用した情報発信の強化が課題となっています。アンケートによる意見収集や、かすやブラスふえすでの演奏機会提供など、参加促進に向けた基盤は整っており、施策全体としては概ね「維持」と評価できます。

しかし、担い手育成については講師ボランティアの育成や自主活動支援が未着手で、体系的な育成仕組みの構築が求められます。新規講座を通じた人材発掘は進むものの、継続的な育成プログラムや支援制度の整備が今後の重点課題となります。文化芸術の継承と発展に向け、多様な人材が活躍できる環境づくりを計画的に進める必要があります。

(4) 次世代まで守り、伝え活用する文化財

文化財の保存・調査・周知の各面で概ね計画どおり進展しています。指定文化財については巡回や補助金交付により安定した保存体制が維持され、新規指定に向けた調査も進行しています。阿恵官衙遺跡では専門的助言を受けながら計画的な調査が進み、現地説明会や歴史講座を通じて町民が歴史に触れる機会も確保されています。歴史資料館での企画展や講座は町民の理解促進に寄与し、今後はSNS活用による周知強化が期待されています。学校との連携による発掘体験授業は郷土愛の醸成に効果を上げており、将来的には史跡解説ボランティア育成が課題となります。総じて取り組みは「維持」水準にありますが、新規指定調査の深化、史跡整備の進展、情報発信の強化、人材育成など、次の段階に向けた課題も明確になっています。保存と活用の両面を強化し、町民が文化財を身近に感じられる環境づくりを継続して進めることが求められます。

(5) 誰もが文化芸術に親しめる環境づくり

基本施策5は、町民が文化芸術に親しめる環境整備の面で概ね計画どおり進展しています。サンレイクかすやの「さくらピアノ」設置や空室を活用した学習室の運用開始など、既存施設を生かした新たな活動拠点づくりが進み、利用者の評価も高くなっています。楽屋への姿見設置など、具体的な要望に応じた改善も行われ、利便性向上に寄与しています。また、アクロス福岡ミュージックキャラバンとの連携など、施設間協力も一定の成果を上げています。

一方で、文化芸術施設ガイドマップの作成は未実施のまま廃止となり、代替的な情報提供手段の検討が課題として残ります。ユニバーサルデザイン化も進んでおらず、多様な利用者が安心して利用できる環境整備の強化が求められます。高齢者や障がいのある方、子育て世代への配慮は、文化芸術参加の公平性を確保するうえで重要となります。

総じて施策は「維持」水準にあるが、情報提供の改善、DX化の推進、施設間連携の強化など、次の段階に向けた課題が明確になりました。町全体で文化芸術に親しむ機会を支えるため、魅力向上と利便性確保を両立した環境づくりを継続していくことが求められます。

(6) 文化芸術活動を行う個人や団体のネットワークづくり

文化芸術活動を支える個人・団体のネットワーク構築を目的としており、基盤整備は一部進んでいるものの、全体としては発展途上にあります。ボランティア登録者のデータベース化は進んでいますが、新規登録者の伸び悩みが課題であり、広報紙やホームページによる周知強化が必要とされています。登録者派遣の仕組みは機能しているものの、依頼が特定団体に偏る状況が見られ、ネットワークの広がりが十分ではありません。より多くの町民に向けた情報発信や、個人・団体が直接交流できる機会の創出が求められます。

総じて、仕組みづくりは進んでいますが、周知不足や登録者偏在といった課題が残り、文化芸術活動を支える人材層の拡大には継続的な改善が必要となっています。今後は、交流の場づくりや情報共有の強化を通じて、担い手同士が刺激し合い活動の質を高められる環境を整え、ネットワーク拡大を計画的に進めることが期待されます。

6 課題のまとめ

アンケート調査結果及びヒアリング調査結果、中間評価より、主に次のような課題があることがわかりました。

- アンケート調査では、文化芸術活動を行っていない町民は約4割となっており、活動を行っていない理由として、時間的な余裕がないことや、魅力ある活動がないことがうかがえます。今後、文化芸術の活性化を図るため、時間や場所等のニーズに合わせた活動を充実していくとともに、新たな魅力ある活動を展開していくこと、親しみやすい機会づくりが必要です。

- ヒアリング結果から、指導者や後継者不足が課題となっています。アンケート調査では、指導者や後継者を育成していくために、学校等での指導機会の確保などが必要とされています。今後は、学校部活動での文化芸術に触れる機会の確保など、様々な機会を通じて、子どもの時から、文化芸術に多く触れることが重要となります。

- アンケート調査では、文化的な情報を得るために、多くの町民は「広報かすや」を活用していますが、SNSや町のホームページなど、様々な媒体を活用している町民もいることがうかがえます。また、文化的な情報の集約と発信できる拠点や機能の充実を求めている町民も多くなっています。今後は、SNSなどの様々なツールを活用し、文化芸術に関する情報を集約、発信していくことが必要です。

- 町内の貴重な文化財については、良好な状態で美しく保存・管理していくとともに、文化財の周知や歴史的な建物を用いたイベントの開催など、文化財の有効活用により、地域資源として魅力あるものとしていくことが求められています。貴重な文化財を保存していくとともに、町民が文化財を身近に感じられる環境づくりが必要となります。

第4章

基本方針

1 基本理念

粕屋町では、令和2年度に「粕屋町文化芸術推進基本計画」を策定し、基本理念を「ふれあい 育み 支え合う 文化芸術のまち かすや」とし、文化芸術の振興を通じて町民の心の豊かさを育み、地域の活性化と持続的な発展を目指して取り組んできました。

この基本理念は、戦後の日本社会において物質的豊かさを追い求めてきた時代を経て、現代においては心の豊かさや精神的な充足が重視されるようになったという社会的背景を踏まえ、文化芸術が果たすべき役割を明確に示したものです。令和という新たな時代の幕開けとともに、人々が心を寄せ合い、文化が育まれる社会の実現を目指すという理念は、今なお本町における文化芸術施策の根幹をなしています。

また、粕屋町では令和5（2023）年までは人口は増加していたものの、令和6（2024）年以降は減少傾向となり、少子高齢化の進行が予測される中で、老若男女問わず、町民一人ひとりが生涯にわたり文化芸術に触れ、心の豊かさを育みながら、互いに支え合い、共に成長していく地域社会の実現が求められています。計画策定時に実施したアンケートやヒアリング調査においても、「町民が文化芸術に触れ合うこと」や「子どもや若者を育むこと」などが特に重視されており、これらの声は現在においても有効であると考えられます。

したがって、基本理念を変更することなく、その趣旨を尊重しつつ、町民の多様な文化芸術活動への参加機会の拡充や、次世代を担う人材の育成、地域資源を活用した文化芸術の創出、関係団体との連携強化など、現状に即した施策の見直しを行い、計画の実効性と持続性の向上を図ってまいります。

【 基 本 理 念 】

ふれあい 育み 支え合う
文化芸術のまち かすや

2 全体体系図

【基本理念】

ふれあい
育み
支え合う
文化芸術のまち
かすや

【基本施策】

1 子どもたちが身近に文化
芸術にふれあえるまち
【子ども×文化】

2 文化芸術に興味・関心を
持ち、お互いに支え合う
参画のまち
【参画×文化】

3 文化芸術の次代を担う人
材の育成
【人材育成×文化】

4 次世代まで守り、伝え活
用する文化財
【伝承×文化】

5 誰もが文化芸術に親しめ
る環境づくり
【環境×文化】

6 文化芸術活動を行う個人
や団体のネットワークづ
くり
【組織×文化】

【施策】

①子どもが文化芸術に触れあえる機会の
充実

②文化芸術活動の成果を発表する機会の
充実

①文化芸術に身近に触れあえるまちづく
りの推進

②文化芸術に関する情報収集・発信

③他分野との連携による文化芸術活動の
促進

①文化芸術活動への参加促進

②文化芸術活動の担い手の発掘・育成

①文化財の保存・継承

②文化財の効果的な周知・活用

①文化芸術活動の環境整備と施設間の連
携

①町内の文化芸術活動を行う方々の交流
促進

第 5 章

基本施策

1 子どもたちが身近に文化芸術にふれあえるまち 【子ども×文化】

国の文化芸術推進基本計画（第2期）では、文化芸術を通じた次世代を担う子どもたちの育成が重点取り組みとして掲げられました。

これからの文化芸術活動を活発にしていくためには、子どもたちの存在は大きく、また、子どもの成長にも文化芸術は欠かせないものと考えます。

幼少期に様々な文化芸術に触れることは、感性や想像力を磨き、豊かな能力や心を育むことにつながります。次世代を担う子どもたちが自ら文化芸術に興味・関心を持てるよう、文化芸術に触れあえる機会の充実を目指すとともに、子どもたち自身が創造、表現したものを発表する機会の充実を目指します。

（1）子どもが文化芸術に触れあえる機会の充実

幼い頃から文化芸術に触れることの大切さについて、町と学校、関係機関が共通認識をもち、日常的な学習機会において、文化芸術の視点を取り入れる体制を整えます。

また、それぞれの家庭環境（経済的問題等）に関わらず、すべての子どもたちが感受性豊かな人間として成長していくため、文化芸術の鑑賞機会や各種体験事業等の充実を図り、町内の文化芸術団体、学校、保護者などと連携・協働しながら、取り組みを進めます。

【取り組み例】

- 小・中学生へ向けた質の高い芸術・美術の鑑賞機会の提供
- 文化芸術団体における学校部活動支援の検討・実施
- 子どもや親子向けの企画展示会の開催
- 文化施設での文化芸術に触れあうきっかけとなる体験教室の実施
- 学校などでのアウトリーチの実施
- 文化芸術の視点を取り入れた学習機会の提供
- かすやフォーラムでの読み聞かせ会や展示会の開催
- 文化芸術に関する体験型ワークショップの実施

(2) 文化芸術活動の成果を発表する機会の充実

子どもたちの文化芸術に対する興味や関心を高めることを目的に、子どもの文化芸術活動の成果を発表する機会の充実を図ります。

【取り組み例】

- 中学生合唱コンクールの実施
- 子どもたちの芸術作品展の開催
- 子ども主体のコンクールや公演、展示会、文化祭等の開催

2 文化芸術に興味・関心を持ち、お互いに支え合う参画のまち 【参画×文化】

文化芸術が町民に広く浸透し、活発なものになるためには、多くの町民が、文化芸術に興味・関心を持ち、文化芸術を通じて生活の豊かさを感じることが不可欠です。

年齢や性別、障がい者、在住外国人などに関わらず、全ての町民が文化芸術に興味・関心を持つ機会の充実を図り、町民同士がお互いに支え合って文化芸術を盛り上げるとともに、参画することで、心と身体をリフレッシュすることのできる場所となるよう、支援に取り組んでいきます。

(1) 文化芸術に身近に触れあえるまちづくりの推進

多くの町民が文化芸術に触れ、親しみやすい機会を充実していきます。

すべての町民が、年齢や性別などに関係なく、文化芸術を身近に触れ、興味・関心を持つきっかけとなるよう、また、文化芸術に触れることで、心身のリフレッシュにもつながることができるよう、既存事業の充実を図るとともに多様な活動への支援を行います。

【取り組み例】

- 粕屋町オリジナルの文化公演・文化講演会などの開催や創出
- 町民のニーズに応じた芸術普及活動の実施
- 町民みんなでつくる文化祭の実施
- 気軽に参加できる文化芸術に関するワークショップの開催
- 社会的包摂※の観点から、障がいの有無や年齢などに関わらず、容易に触れられる文化芸術活動の推進
- 文化芸術により心と身体のリフレッシュができる「アート休憩所」設置の検討・実施
- 既存施設の活用による常設展示場所設置の検討・実施

※社会的包摂…町民ひとりひとりを差別なく、社会の一員として取り込み、支えあうこと。

(2) 文化芸術に関する情報収集・発信

町内の文化芸術に関する情報の集約と発信ができる拠点や機能の充実が必要です。

子どもから高齢者までの幅広い町民へ向けて、町内の文化芸術活動や発表の場などの情報発信を行います。

【取り組み例】

- 文化芸術に関するパンフレット作成
- 粕屋町の歴史を伝える冊子の作成と文化財の周知
- ホームページや広報紙での文化芸術に関する周知
- SNSなどのツールを用いた多様な情報発信手段の拡充
- よさこいかすや祭りなどを通じた文化交流の発信

(3) 他分野との連携による文化芸術活動の促進

教育、福祉、産業、まちづくりなど、これまで文化芸術とは関連が薄かった領域においても、文化芸術の役割は大きくなっています。このようなことを背景として、文化芸術活動を行っている活動団体のネットワークの構築とともに、文化芸術以外の他分野との連携を強化し、多様なニーズへ対応した文化芸術活動の促進を行います。

【取り組み例】

- 各種活動団体のネットワークの構築
- 関係各課との連携
- 職員の文化芸術に対する意識の向上
- 各企業への活動場所の提供と連携
- 学校、福祉団体（事業所等）との連携

3 文化芸術の次代を担う人材の育成 【人材育成×文化】

将来を担う若者の文化芸術に対する意識向上は、町全体の文化芸術の振興にもつながります。本町の文化芸術活動の担い手を育成するとともに、豊かな文化芸術活動を行っている個人や団体を新たに育成する取り組みを行います。

また、文化芸術活動を支援する人材や団体、事業を支えるボランティアの育成等、多様な人材の育成にも取り組みます。

(1) 文化芸術活動への参加促進

本町では、さまざまな文化芸術活動を行っている子どもや若者が多くいますが、町外で活動を行っている団体や町民がおり、町内で文化芸術活動を行うことができる環境が必要です。

また、もっと多くの子どもや若者に文化芸術に触れることのできる機会を増やしていくことが重要となります。

文化芸術に興味・関心のない人たちが、自ら文化芸術に触れる機会を持つことができるよう、次世代を担う若者や子育て世代に対して、文化芸術活動への参加を促します。

【取り組み例】

- 若者や親子に対する文化芸術の推進
- 町民に関心を持ってもらえるようなイベントの開催
- 文化芸術に関するイベントなどの若者世代へ向けての情報発信強化
- 継続的な町民ニーズの把握
- 文化芸術推進へ向けて、活躍が期待できる団体等への公的支援
- 文化芸術に関する体験型ワークショップの実施（再掲）

(2) 文化芸術活動の担い手の発掘・育成

文化芸術活動団体では、会員の不足や高齢化が課題となっており、文化芸術活動の担い手の育成などを強化していくことが必要です。

文化芸術活動を継続的に継承していくために、新たな担い手の発掘・育成を推進するとともに、機会の充実を図ります。

【取り組み例】

- 文化芸術に関する講師ボランティアの育成
- 文化芸術に関する講座の開催
- 自主的な文化芸術活動に対するニーズに応じた支援
- 文化芸術に関する地域人材の発掘
- 文化芸術団体による学校部活動の支援の検討・実施（再掲）

4 次世代まで守り、伝え活用する文化財 【伝承×文化】

文化財は粕屋町の貴重な財産であり、それを後世に伝えていく事は、今を生きる私たちの使命とも言えます。

町のかげがえのない財産である文化財の調査、保存、管理を継続的に取り組むとともに、町民の歴史と文化に対する興味・関心を高め、郷土に愛着や誇りを持てるよう、地域の歴史に触れる機会の創出に努めて、文化財の積極的な活用を行います。

(1) 文化財の保存・継承

国・県・町の文化財に指定されたものを中心に、保存・継承を行います。

【取り組み例】

- 指定文化財の保護・保全
- 町指定文化財の新規指定
- 文化財の調査研究

(2) 文化財の効果的な周知・活用

町民の郷土愛を育み、次世代へ文化財を継承できるよう、町の歴史や文化に対する理解を深め、文化財の効果的な周知・活用に努めます。また、学校などを通じて、伝統芸能に触れる機会を設け、継承を進めていきます。

【取り組み例】

- 地域への愛着を深める交流の場としての文化財の活用
- 歴史資料館を活用した講座の開催や、文化財に関する情報発信
- 地域や学校と連携した歴史学習の支援

5 誰もが文化芸術に親しめる環境づくり 【環境×文化】

町内の文化芸術施設は、いずれも文化芸術を推進するうえで、欠かすことのできない重要な施設です。

「サンレイクかすや」、「かすやフォーラム」、「ハーモニーホール」などの主要文化施設に加え、各地区の公民館などの特性も活かした事業を展開します。

(1) 文化芸術活動の環境整備と施設間の連携

町内の各主要文化施設や公民館、学校施設など、各施設の役割や活用の仕方について整理をし、効果的な活用を進めるとともに、新規活動場所、展示空間の発掘に努めます。

また、町民が文化芸術活動を円滑に行うことができるよう、関連施設間の連携と各施設の環境整備を進め、利用者にとって快適に利用できる施設となるよう努めます。

【取り組み例】

- 公民館など既存施設を活用した新規活動場所の充実
- 既存施設の活用による常設展示場所設置の検討・実施（再掲）
- 利用者のニーズに合わせた環境整備
- 各施設間の連携推進
- 各施設のユニバーサルデザイン化の推進

6 文化芸術活動を行う個人や団体のネットワークづくり 【組織×文化】

町内の文化芸術活動を行う個人や団体等が、連携し、ネットワークを構築することは、粕屋町の文化芸術活動が活発化することにつながります。

町と文化芸術活動を行う個人や団体等が、協力、連携、ネットワークの構築を進めていきます。

(1) 町内の文化芸術活動を行う方々の交流促進

文化芸術に関するイベントへの若い世代の参加や活動者が不足しており、町全体で文化芸術活動の活気を創出していく必要があります。

町内で各文化芸術活動を行っている個人や団体同士が刺激し合いながら、活動の質を高めることができるよう、個人や団体同士の交流を促進し、文化芸術活動が盛んなまちを目指します。

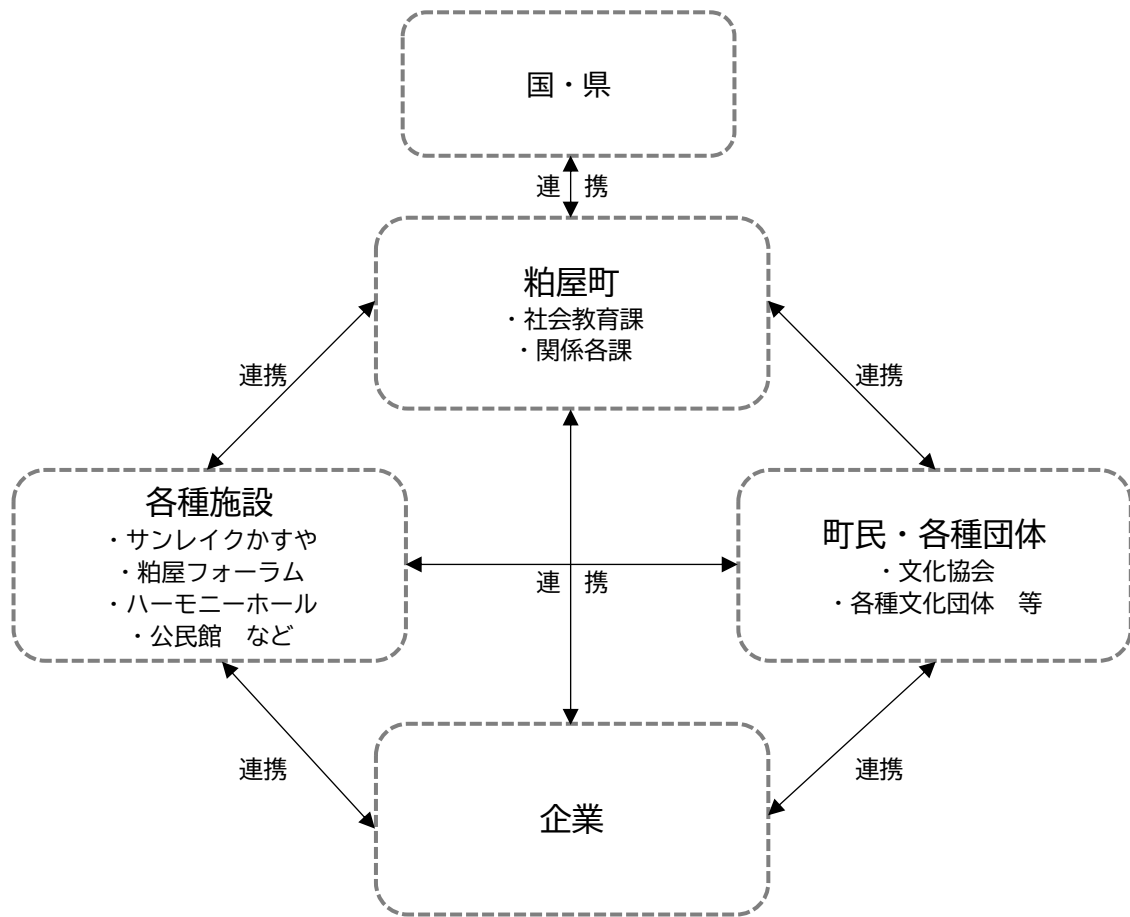
【取り組み例】

- 文化芸術活動を行う人材や団体等の情報のデータベース化とその活用
- 文化芸術活動を行う人材や団体等の交流機会の創出
- 各種活動団体のネットワークの構築（再掲）

第 6 章

役割分担と推進体制

文化芸術を広く町民に浸透させるために、町、各施設、各種団体などの役割を明確化し、下記の図のように推進体制を強化していきます。



資料編

1 文化芸術基本法

(平成十三年法律第百四十八号) 改正 令和元年六月七日

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）

第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）

附則

前文

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中

にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促

進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行

う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

(目的)

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条

において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化財等の保存及び活用）

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術の振興等）

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国際交流等の推進）

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

（芸術家等の養成及び確保）

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文

化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術

を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第二十二條 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（青少年の文化芸術活動の充実）

第二十三條 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第二十四條 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の充実）

第二十五條 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（美術館、博物館、図書館等の充実）

第二十六條 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術活動の場の充実）

第二十七條 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるよ

うにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（公共の建物等の建築に当たっての配慮等）

第二十八條 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

（情報通信技術の活用の推進）

第二十九條 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究等）

第二十九條の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等）

第三十條 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間の支援活動の活性化等）

第三十一條 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（関係機関等の連携等）

第三十二條 国は、第八条から前条までの施策を

講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 策定経過

(1) 委員会設置要綱

○粕屋町文化芸術振興基本計画策定委員会設置要綱

(平成 29 年 5 月 26 日教育委員会要綱第 7 号)
(設置)

第 1 条 住民の文化芸術に関する活動の促進及び環境の整備を旨とした、文化芸術の振興に関する指針となる粕屋町文化芸術振興基本計画(以下「計画」という。)を粕屋町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が策定するため、粕屋町文化芸術振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、計画の策定その他計画の策定に関し必要な事項を協議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 公募による町民
- (3) 各種団体の代表者等
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の完了する日までとする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。ただし、第 1 回目の会議については教育長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第 7 条 委員に対する報酬及び費用弁償は、粕屋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 35 年粕屋町条例第 3 号)の例によるものとする。

(作業部会)

第 8 条 委員会は、必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、委員長が必要と認めるときには、委員以外の者も構成員に加えることができる。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局社会教育課において処理する。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

(2) 委員会名簿

氏名	所属
◎緒方 泉	九州産業大学 地域共創学部 地域づくり学科 特任教授
中村 孝史	社会教育委員
八尋 汕子	文化協会会長
山田 和彦	生涯学習センター館長
今泉 真次	図書館館長
石川 弘一	社会教育課長
島添多加子	公募
阿部美也子	公募

◎=委員長

(3) 策定経過

令和7年12月 ～令和8年1月	粕屋町 文化芸術振興に関するアンケート調査の実施
令和8年 2月18日	「第1回 粕屋町文化芸術振興基本計画策定委員会」 【議題】 ・粕屋町文化芸術に関する現状と課題 ・粕屋町文化芸術基本計画（案）について
2月24日 ～3月19日	粕屋町文化芸術推進基本計画【改訂版】（案）に対するパブリックコメントの実施
3月	粕屋町文化芸術推進基本計画【改訂版】見直し完了

粕屋町文化芸術推進基本計画
【改定版】

発 行：粕屋町教育委員会教育部 社会教育課

住 所：〒811-2392

福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号

T E L：092-938-0243

F A X：092-938-5601

発行年月：令和8年3月